

第四百四回国会 建設委員会 議 録 第 五 号

昭和六十一年三月五日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 谷 洋一君 理事 東家 嘉幸君
理事 野中 広務君 理事 平沼 赳夫君
理事 木間 章君 理事 山中 末治君
理事 新井 彬之君 理事 西村 章三君
池田 行彦君 理事 糸山英太郎君
榎本 和平君 金子原二郎君
國場 幸昌君 東 力君
村岡 兼造君 森田 一君
保岡 興治君 山岡 謙蔵君
井上 泉君 上野 建一君
中村 茂君 山花 貞夫君
坂井 弘一君 伏木 和雄君
瀬崎 博義君 中島 武敏君

出席國務大臣

建設大臣 江藤 隆美君
國務大臣 山崎平八郎君
(国土庁長官)

出席政府委員

国土政務次官 白川 勝彦君
国土庁長官官房 吉居 時哉君
国土庁長官官房 齋藤 衛君
国土庁長官官房 志水 茂明君
水資源部長 星野 進保君
国土庁計画・調 整局長 末吉 興一君
国土庁土地局長 山本 重三君
国土庁大都市圏 整備局長 田中 曉君
国土庁地方振興 局長 杉岡 浩君
国土庁防災局長

委員外の出席者

建設政務次官 中島 衛君
建設大臣官房長 高橋 進君
建設大臣官房総 務審議官 佐藤 和男君
建設大臣官房会 計課長 望月 薫雄君
建設省建設経済 局長 清水 達雄君
建設省都市局長 牧野 徹君
建設省河川局長 廣瀬 利雄君
建設省道路局長 萩原 浩君
建設省住宅局長 渡辺 尚君
建設省行政監察 局長 大橋 豊彦君
労働省労働基準 局法規課長 廣見 和夫君
労働省労働基準 局監督課長 菊地 好司君
建設大臣官房官 庁管理課長 川上 格君
参 考 (日本道路公団) 加瀬 正蔵君
参 考 (日本道路公団) 戸谷 是公君
参 考 (住宅・都市整 備公団理事) 吉田 公二君
参 考 (住宅・都市整 備公団理事) 倉茂 周明君
参 考 (住宅・都市整 備公団理事) 京須 實君
建設委員会調査 室長 佐藤 毅三君

委員の異動
二月二十二日

辞任 補欠選任
伊藤 英成君 大内 啓伍君

同日 辞任 補欠選任
大内 啓伍君 伊藤 英成君

同日 辞任 補欠選任
池田 行彦君 小山 長規君

同日 辞任 補欠選任
伊藤 英成君 塚本 三郎君

同日 辞任 補欠選任
小山 長規君 池田 行彦君

同日 辞任 補欠選任
塚本 三郎君 伊藤 英成君

同日 辞任 補欠選任
伊藤 英成君 池田 行彦君

同日 辞任 補欠選任
池田 行彦君 小山 長規君

同日 辞任 補欠選任
伊藤 英成君 塚本 三郎君

同日 辞任 補欠選任
小山 長規君 池田 行彦君

同日 辞任 補欠選任
塚本 三郎君 伊藤 英成君

同日 辞任 補欠選任
池田 行彦君 小山 長規君

同日 辞任 補欠選任
伊藤 英成君 塚本 三郎君

建設行政の基本施策に関する件
国土行政の基本施策に関する件

○瓦委員長 これより会議を開きます。

建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の
基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお
諮りいたします。

建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の
基本施策に関する件調査のため、本日、参考人と
して日本道路公団理事加瀬正蔵君及び理事戸谷是
公君、住宅・都市整備公団理事吉田公二君、理事
倉茂周明君及び理事京須實君の出席を求め、意見
を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○瓦委員長 御異議なしと認めます。よって、さ
よう決しました。

○瓦委員長 質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。木間章君。

○木間委員 建設大臣、国土庁長官の基本施策に
対する所信表明を過般来ちようだいたしたわけであ
りますが、重ねて、基本的な分野で結構でござい
ますので、所信をお尋ねしたいと思ひます。兩大
臣にお願いいたします。

○江藤國務大臣 建設省は、公共事業の約七割を
担う役所でございまして、まず第一番に、与えら
れた予算を効率的に運用することによって、まず
は社会資本の充実、すなわち、道路、河川あるい
は下水道、公園、住宅、もろもろのそうした社会
資本の充実に心がけるといのが第一番であらう
と思ひます。

それから第二番目には、いよいよことしから五カ年計画も五つほどスタートするわけでありますから、これが推進について、全力を挙げて国民の皆さんの御期待におこたえをしていくということも大事であると思ひます。

第三番目には、こういう景気の不透明な時代でありますから、貿易摩擦の解消のために内需拡大ということが言われておりますから、内需拡大に資するよう予算の運用ということが必要になると思ひます。

同時に、民活元年と総理も言っておられるわけでありますから、建設省としては民活推進のためのプロジェクト、民活推進会議をつくって、私が議長を務めるわけでありますが、これはどの民間の資本、資金あるいは技術、それらのものをひとつ活用して、予算の足りない面は、国づくりでありますから、広く各界の御協力をいただいて、そして民活を推進をしていく。そういう意味では、いろいろな意味で、ことしは初年度ですから非常に大事な年だ、こう考えておられて、心してこれから進めてまいりたいと思つております。

○山崎国務大臣 お答えいたします。

国土庁は、まず、国土行政の企画調整官庁としたしまして、ただいまごあいさつのごさいますした建設省を初め、各関係省庁と緊密な連絡のもと、国土の均衡ある発展を図るのが役目でございます。

そして第二といたしましては、豊かで住みよい国づくり、地域づくりをいたしますために、まず一として、二十一世紀への国土づくりを目指しますところの、この秋に策定を目指しております第四次全国総合開発計画、いわゆる四全総の策定に努力しているところでございます。その二といたしまして総合的土地対策の推進、その三は総合的水資源対策の推進、その四が大都市圏整備の推進、その五が地方振興の推進、その六が災害対策の強化などございまして、重要課題に積極的に取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○木間委員 重ねて両大臣の所信をお尋ねしたの

であります。それぞれが誠心誠意、全知全能を絞って建設行政、国土行政を進めていくという披瀝があつたわけであります。

その点は評価をするわけでありますが、よく考えてみますと、両大臣の所信に大きな矛盾を私は感ぜざるを得ないのであります。

それは、建設大臣は、二十一世紀の初頭には都市に国民全体の七割が集中するであろう、それを受けて都市整備その他の五カ年計画事業を積極的に進めていくんだ、こうおっしゃつておいでますし、国土庁長官は、二十一世紀に向けても均衡のある国土の発展を、そのための施策を誠心誠意進めていくということでありますが、今日国土の内容は、大都市集中化がより進んでおりまして、所謂、そういった点では、残念であります。過疎化現象がこれまた進んでおるところであります。国土の均衡ある発展をとなりますと、それらが相調和しなければならぬはずであります。とりわけ国土庁では、各省庁のそういったさまざまなひずみを是正してやっていただかなければなりませんし、そのことがまた所信に盛られておるのであります。

結果的には、この委員会は両大臣の所管の委員会でございまして、委員会の中でもこのような違いがあつてはいいけない、私はこうかねがね感じておるところであります。ぜひその間の意思統一といひましようか、都市化のための事業をやつていかれる建設大臣でございすけれども、国土庁の施策と相提携いただきまして進めていただかなければならぬ、こう思つておりますけれども、そういう点で、それぞれ両大臣の考えをまずうたしたいと思ひます。

○江藤国務大臣 二十一世紀になりますと、人口の七割、一億余の人が大都市に集まるということも言われております。私はこの前そういうふうにお申し上げたと思ひますが、しかしそれでは、いわゆる国土の均衡ある発展ということにはならないわけでありまして、私も、特にこれは後進地域に生をうけました者として、地域開発とい

うことが非常に大事でありますから、我々の時代に都市集中型をより進めるようなことがあつてはいかぬ、そういうふうにお思ひます。

ですから、先般来御意見もありましたように、やはり公共事業等については地域配分等について弾力的に考える、あるいはまた、ことしの秋には四全総も国土庁でなされるわけでありまして、その中で均衡ある発展のための公共事業というものの取り組み方というものがまた明らかにされて、両々相まって進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○山崎国務大臣 お答えいたします。

ただいまの建設大臣のお説のとおりでございまして、四全総策定までに十分連絡をとりまして、やはり全国の均衡ある発展という意味でお互いに十分理解し合える四全総を目標にきちんと策定を決めたい、こういうふうにご考えております。よろしくどうぞ。

○木間委員 ぜひ両大臣の連携プレーを進めていただく中で二十一世紀に向けての国づくりに進進をしていただきたいと思います。念を押して申し上げるまでもないと思ひますが、我が国に基本法がどの程度存在しませうか、一つの基本法で北海道から九州、沖縄までをそれぞれやるわけでありまして、しかし、この間ひずみのあつたことも事実であります。そういったことをそれぞれ地方の皆さんが何とかよりい発展をということで、さまざまな振興法を議員立法でやつた経験を持つておられるわけでありまして、議員立法だからといってわしや知らないよというふうな役所の姿勢では困るわけでありまして、それらをより吟味いただきまして均衡ある発展をぜひ達成していただきたいと思つております。

続きまして、公共事業と民間活力の活用の接点といひましようか。限界といひましようか、そういったものについて建設大臣の考えをお聞きしたいと思ふのです。

先ほど大臣の御決意にもありましたように、今日では民活元年とお互いにうたわれて政官財で繰

り広げられております。その民活フィーバー、まさにさわるものなしの勢いで進行しつつあるわけですね。さきに国有土地の処分に踏み切られて、あるいは国営事業の株式会社化を急がれ、さらに開発規制の緩和などをしながら民間の参入を許してきたところでありまして、しかし、これらの財産、事業の処分については、行政財産であつたものを普通財産に切りかえて処分をされたのであります。それが、それはそれなりにルールはあつたと思ひますが、今回は、いよいよ東京湾横断道のように行政財産のまま民間にゆだねる施策を急いでおいでるようであります。

本来、国の経済社会の中では官と民との間ではそれぞれ担当すべき分野といひましようか、そういったものがあつて、民は官の分野を、越えてはならない一線があつたと私は判断をしております。また、官の仕事は公共事務事業でありまして、国なり都道府県あるいは市町村はそれぞれ存立目的に従つて推進をしてまいりましたし、官の仕事は民生の安定あるいは社会資本の充実をさせる仕事をやってきたのであります。今繰り上げられていきますような財政の事情のためとか、あるいは行政の簡素化のためとか、そう言つて官の仕事は民間に移したり、あるいは民間にゆだねるようなことは本末転倒じゃないだろうか、私は実はこのように考えておるのであります。

そして民の経営理念は、正当な利益を得るために行われるのであります。そのことは、民生安定やあるいは社会資本充実のための公共事務事業への参入とはなじまないのじゃないだろうか、実はこのように私はかねがね考えられておるのであります。したがつて、公共事業のままで民間の参入は法律上も疑義があるんじゃないだろうか、こう考えるものであります。建設大臣の所信をお尋ねしたいと思ひます。

○江藤国務大臣 本来、社会資本の充実など公共性の強いものについては公共事業でやるということが大原則であると思つております。

しかしながら、こうした財政困難の中で内需拡

大ということが叫ばれる。一方においては五百億ドル以上の黒字が出て貿易摩擦を生む。ことしはまた円高でさらに百五十億ドルくらいふえるんじゃないかとも言われますが、一方では五百兆に達する国民のいわゆる貯蓄がある。それだけに、国は赤字ですけれども、民間はそれほどのゆとりを持っておる。こういうことになると、一つの節度を心得て、節度を越えない範囲内で民間の力を公共の分野にも活用していくという方法がとられても、それはあながち間違ではないのではないかと思っております。

しかし、これらを進めるに当たりましては、いささかも疑義を持たれるようなことのないようにとり行っていくことは至極当然のことでありまして、その点は十分心してまいらる覚悟でございます。

○木間委員 私の疑念は、公共事業を民間にゆだねていいものかどうか、まあ基本的な問題なんです。確かに大臣おっしゃる通りに、民間の持つておける資金力あるいは経営能力、技術能力、これをそのまま埋もらせては極めて残念だと言わざるを得ませんし、それを引き出して経済の活性化を図りたい、そういうことになるわけでありまして。しかし、住都公団にしても道路公団にしても、あるいはその他の公団にしても、発生の経緯をたどって見ますと、役所のままで小回りがきかないんじゃないか、あるいは民間の持つ優位性を取り入れたらどうかと、こういうことと一〇〇％の出資でこれらの公団を発足させてきたと思うのであります。

ところが、今度の東京湾横断道の建設あるいはそれ以降の問題につきましても、公団と協定契約を結んでお任せをしよう。私たち一般国民は、国が本来やらなきゃならぬ公共事業を、まあ先ほど言ったようなことだから公団でやらせよう。

しかし、それは全体が、国がやっておるような事業と一緒にありますよというので、一〇〇％の出資でこれらの公団を設立されて今日あるわけでありまして。ですから私は、いかような契約を結ば

れようと、あるいは国家、国民のためとはいえないから、公共事業をそのような二段階、三段階の、風が吹けばおけ屋がもうかる式のやり方でやられることは法律上疑義があるんじゃないかならうか。だから、私自身ずっと胸に落ちないわけでありまして、その点重ねてお願いをしたいと思うのです。

○江藤國務大臣 この前から、国会の予算委員会からずっと審議の中で、民社党の提案では、国に予算がなくて、そして事業が進まないというのだったから、もういっそのこと、例えば有料道路でもあるいはダム、トンネル、そういうものを民間に一回任せて、五年なら五年分を資金立てかえ工事でもやらしたらどうか、こういう御提案も実はあったことは御承知のとおりだろうと思っております。

しかし、それはいろいろな弊害がありますので、今直ちにそういうことを取り入れることはできないというところで検討しておるわけですが、そういうものもろの意見があると私は思っております。

東京湾にしても一兆一千五百億かかるわけですから、これを実際公共事業でやるとなると、今の財政事情ではそれはもう二十年も三十年もかかっていつ完成するやもわからない。これ一つにかかっておけばいいですけれどもほかにもまだたくさんプロジェクトがあるわけですから、こういうものを国の財政困窮の中に取り上げて進めていくということになれば、一工夫しなければならぬというところは御理解がいただけたらと思います。

○木間委員 開発行為は民間デベロッパーが今日までやられてきましたし、これから将来に向けてもその種の業務の担当は当を得るのじゃないだろうか、私はそう思っておりますけれども、やはり完成された後の管理運営については国がやるべきじゃないだろうか。また、今の横断道の例が示しておりますが、いかに活性化のためといえながら一つの地域、特定の地域あるいは特定の事業にお任せするものか、このように

も実は受けとめるわけでありまして、いかがでしょう。

○江藤國務大臣 この東京湾横断道路というのは特定の業者に任せようという気持ちにはありません。

それからもう一つは、関西空港と私は比較してみるのが、あの特殊会社は、関西空港は将来にわたって所有するわけですから、これはメリッとはかなりあると思うのです。この場合は、完成したならば道路公団が引き継いでこれを運営していくわけですから、それは言われるような特定の業界がもうかるというようなことはあり得ない、私はそういうふうにおもっております。

○木間委員 議論が噛み合わぬよう極めて残念でありますけれども、先ほど国土の均衡ある発展を期すと国土庁長官の弁にありますが、私ども日本海沿岸にとりましてはやはり一点集中じゃないだろうか。さらに、この法案にあらわれておりますが、具体的な質疑はまた法案審議のときにお互いにするわけでありまして、株主会社という特定の企業と協定契約をお結ぶことになる、そのうなるわけでありまして、特定の地区や特定の企業じゃないと大臣はおっしゃるけれども、本当にそうかなと言わざるを得ないのであります。

それはそれといたしまして、今度の案件の中身を見ておきますと、例えばこの事業者と完成のための十年間、これは請負契約でやられるわけですが、発注者は会社でしようからそれでよろしいかと、発注者はお任せすけれども、完成後三十二年間管理もお任せする、まさにその特定の事業者が独占的な権利を付与することになりやしませんか。私はこの横断道といえども、たしか国道四百九号線であったと思いますが国民の感覚では国道なんです。ですからそういう形で公共事業にどんな国民の分野を拡大していく、あるいは管理権限も独占的に与えていく、そういったものは本当に国家国民のためとはいえないがらも正当性を持つだろうか。今の国有財産法、一連の国の制度からいっても、そのことに大きな疑義を持つわけであ

りますけれども、大臣いかがですか。

○江藤國務大臣 しばしば申し上げておりますように、完成しましたら所有は道路公団が所有をするわけでありまして、最終的には道路公団がこれは責任を持って運営に当たらなければならぬ、こういうことになることは御承知のとおりであります。

それから何かここだけが特別に目立つようになりまして、私はそう思っていないのです。一月二十一日でしたか、国土開発幹線自動車道建設審議会がありましたときに、私ごあいさつで申し上げたのですが、昭和六十二年をもって北は青森から南は九州の果てまで、熊本県の八代―宮崎の間の間を除いてはほとんど縦貫道路が完成をする、これからは縦貫道路ではなくてまさに太平洋と日本海とを結ぶ横断道の時代に入っていく、そういうことを私申し上げたのです。

これからはそういうことをないがしろにするということではありませんが、これは本来七千六百キロ指定を受けておる、そうした高速自動車道路の完成については鋭意努力をしておるわけでありまして、この東京湾横断道路はプラスアルファだとお考えくださればいいのではないのでしょうか。

○木間委員 大臣はおっしゃらなかったのですが、私はある意味ではこの横断道というのは国家国民のため、あるいはそういう中で果たして三十七万平方キロ、一億二千万、全体のものかどうかという疑義は持っておりますけれども、それは言いながらも建設大臣は日本国の建設大臣ではあります。同時に、これからは国際の中の日本の存在というものは私はあると思うのです。そういった点では、日本の官民相持つ建設事業を世界に発展をさせていくという一つの使命もあらうかと実は思っております。

そうは思いつつも、先ほどから申し上げておりますように我が国は我が国の財産諸法、会計諸法それぞれ持つわけでありまして、その法制度を飛び越えるようなやり方であってはいかぬのじゃないだろうか。これも先ほど申し上げましたけれ

ども、例えば電電公社や専売公社あるいは国有土地の処分については、それぞれ適法な処置をとりながら進めてこられたわけですね。もちろん大きな世論にもなりまして国会でもさまざまな分野で議論が深められたところでありまして、私も、私はそういうことを考えてみますと、今、次の段階へ踏み込まれようとしておりますこの公共事業について、合法的な処置があつてしかるべきじゃないだろうか。それは皆さんの事務的な中で疎通があるとかないとかだけではなくて、国民全体が納得するようなものでなくてはいいかぬのではないだろうか、実はこう考えるものであります。

そういったことを、また次の機会にも議論を展開したいと思いますが、もともと中曽根式民活方針といひますか、私はそう思つておられますけれども、この起りは、親方日の丸的な競争相手のない状況ではむしろ情性に流れて国家国民のためになつておられぬ、いかぬという発想から起つてきたと私は思ふわけでありまして、そこへ競争原理を何とか入れたらいいということもあつて持つておつたとは思ひますけれども、先ほどから申し上げておりますように、この建築工事にいたしましては後々の維持管理にいたしまして、独占事業体にお任せをするということになるわけでありまして、そのまま競争相手のいない事業者にお任せをするということになりますと、しかも四十年、五十年あるいはそれ以降かもしれないけれども、いよいよ競争相手がないと親方日の丸の再現ではないだろうかという心配も持つわけでありまして、大臣のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○江藤国務大臣 それはもう民間の技術それから資金力その他知恵を導入するわけですから、親方日の丸になつたら何にもならぬ話であります。一方、かねがね話題になつておりましたドーバー海峡も完全な民営でトンネルを掘るといふのがいよいよスタートするようでありまして、一つのやはり時の流れではないか。

ですから私は、建設大臣になりましてよく考え

るのですが、予算の範囲内で仕事をするというのだったからこれほど楽なことではないと私は思つておるのです。予算の範囲内で直轄事業をやる、あるいは補助事業をやるというのだったら、それは完全な情性でできる話でありまして、大して創意工夫は要らない。しかし、金がなかつたならば、やはり知恵を出して仕事をどんどんやらせて、国家社会のために役に立っていくということは大変なことであらうと思ふのです。

今まで、高速道路の建設あるいは空港の建設その他のもので随分とやはり反対運動があらはされたけれども、でさう上がつてみますと、それらの反対の皆さんの御意向等も十分配慮しながらつくり上げていくわけでありまして、今になってみるとみんな空港は使つて高速自動車道路も皆喜んで使つていただいておりますと私は思ふのです。ですから、この東京湾横断道路にしても、でさう上がつた晩においては、やはり先人はいい仕事を我々に遺産として残したと言われようというふうなものにしたいと私は思つております。

ですから、いよいよこの事業によつて一もうけしようなどという、そういう考え方のある人は参加してもらいたくないと思つておるのです。したがひまして、経済界もありまされども、それはあくまでも三分の一、それから地方自治団体が三分の一、公団が三分の一、そういう出資比率になつておられますと、相互牽制ができるようになっておられるわけでありまして、いろいろ御心配のような点がないうちに、これからそうした三者によつて運営されていくものであると思つております。

○木間委員 大臣は一面政治家でございましてから、政治的発想もわからないではありませぬけれども、事務的には当を得たお答えにはなつておるぬのです。

私は、例えばこの東京湾の横断道の例を見ますと、将来に向けても管理権も与えてしまふような中身でありますね。国有財産法では、所有権はもちろんでありますし、維持管理権も国が持つわけ

です。たまたま事務事業の部分的には請負契約でやるわけありますから、だからそういういたものはやはりきつちとしていただかぬと私はいかぬと思ふのです。

ですから、例えばこの法文の中にありますが、株式会社は、供用開始後、維持、修繕などの管理について協定を結んでいくんだ、私は、公団の性格からいって、所有権はもとより維持管理も公団がやるべきではないだろうか。大臣は、もうけを中心にした株式会社じゃない、こうおっしゃいますけれども、それは言いながら利益を少々でも上げながら、出資された皆さんにやはり配当する義務があると思ふのです。それなことを考えてみますと、私は大臣の今の答弁内容では納得しかねるわけですね。

局長さんにお尋ねをいたしますけれども、この文章の中に、維持、修繕等の管理をお任せすると書いてありますけれども、果たして国有財産の管理まで付与していいものかどうか、この発想をお尋ねしたいと思ひます。

○萩原政府委員 御説明させていただきます。今先生御指摘の管理権の問題でございますが、私どもは、この管理権という定義がなかなか難しいのでございまして、所有は日本道路公団であるといふこととございまして、それで、例えば料金収入が上がりますと、その料金は日本道路公団に入ります。会社に入らなればございませぬ。日本道路公団に入ります。そして日本道路公団は、建設費の元金と利息、それを元利均等で長期間にわたつて払つてまいります。それと同時に、管理に要する費用、これを毎年この会社にお払いすることとございまして、協定に基づいてこういう業務を行うといふことを法律では明記しておりますけれども、管理権という定義が非常に問題でございまして、あくまでも所有は日本道路公団といふこととございまして。

したがひまして、その管理の方法であるとかそういうものは当然のことながら日本道路公団の意見といひますか、そういうものに従ひまして協定

が結ばれる、このようにひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○木間委員 局長さん、その管理については道路公団の意見を聞いておやりになる、そこにもまた我が国の立法上解せない面があると思ふのです。

国有財産法の管理という中身は、国有財産の取得、維持、保存及び運用を管理と言ひ、こう一条で定義されておるのであります。私はまた、国民共有の財産でありますから、そういう性格が付与されていなければならぬと思つておられるわけでありまされども、それを監督のもとにきちつとやるのだけではこの基本法の立法の精神に反するのじゃないだろうか、こう思つております。

そこで重ねてお尋ねいたしますけれども、この「維持、修繕等の管理」、具体的に何と云ふことになるのですか。ここに具体的に列記してあれば、あるいはこれこれこういうことか、これならいいじゃないか、あるいはこれこれについては疑義がある、そういうふうなまたなるわけでありまされども、ここで「維持、修繕等」と言つて一薄めまして、さらに「管理」でばやとしておりますから、どの程度の権限をこの特定法人に付与されるのか、私どもは、やはり何と云ふも国有財産でありますから、行政財産でありますから、そういった点では疑義を持たざるを得ないのであります。もう少しはっきり言つて下さい。

○萩原政府委員 維持と言ひますと、通常の路面の補修であるとかあるいは電気の補修であるとか、そういうものが大體概略的に観念されると存じます。それから修繕と言ひますと、かなり大きな舗装の打ちかえであるとか、そういうものを私ども修繕と呼んでおります。そのほかいろいろな面で管理上の問題が出てまいります。それをその他管理というふうな道路法では呼んでおりますけれども、それらを含めてすべてのものを管理という大きな、広義的な、広い意味での管理という決り方と、二つ管理を私ども使い分けておりますけ

れども、私どもはそれらを全部を含めて協定を結んでこの会社にやっていただく。

しかし、その協定を結ぶに際して、例えばいろいろな管理のやり方の基準であるとか、そういうものは十分事前に決めておきまして、それに従いまして会社が行うということをごさいますして、会社は独自にいろいろな物の考え方管理をやるというものではございません。したがって、管理権という定義が非常に不明確でございますけれども、あくまでもこの所有は日本道路公団にございまして、ある意味では管理権は道路公団にあるというふうに申し上げてもよろしいと存じます。

○木間委員 この東京湾横断道の法案には、政令の制定などのことが書かれていないような気がいたしますけれども、今局長おっしゃったように、従来までの立法でありますと細かく政令、省令などに列記をされた経過を持っておりわけですね。ですから、協定書を見て初めてこういうことをお任せするのかなということではいかぬと私は思うので、やはりそうした法律に基づく内部規定、政令、省令などをきちっと明示していただいて、そして進めていただかなければいかぬと私は思うのです。私はそういう点で注文をつけておきたいと思ひます。

この項の最後に、大臣にもう一遍お尋ねをしたいと思うのですが、先ほどから言っておりますように、中曽根首相の民活対策というのは、一連の動きを見ておきますと最初に民活ありきから始まったと私は思うのです。また、第二次中曽根内閣閣内閣のときのお話を裏から聞いておりますと、総理大臣の方から、建設大臣の就任をお願いいたします、ぜひ民活を頼みますよと言われたことがあったのかなと、それでまた大臣は、就任早々幹部の皆さんを集められて、ここは理屈じゃなくて行動が一番大切なんだ、そのように訓辞をされて、理屈は役人が後から考えればいいんだ、こうおっしゃったとか私は聞いておるのであります。

ともすると利権のポストと言われる郵政大臣あるいは通産大臣、建設大臣のポストは、お互いにウの目タカが目ねらっておいでになるようなポストだともまた聞いておるのであります。ですから、何でも行政改革をやろう、そういう総理などのお考えになってきまして、先ほどから申し上げておりますように、本来立法になじまない行政事務の分野で特別立法でも押し込んでやっていこう、そういうことが最近の流れの中で見受けられるわけでありまして、私は極めて残念だと言わざるを得ないのであります。残念よりも遺憾であります。ですから私は、これらのことについては後ほどまた議論のときに具体的に申し上げたいと思ひますけれども、ゆめゆめねじ曲げてでもやろうというお考えはないと思ひますが、重ねて大臣の決意をお尋ねしたいと思ひます。

○江藤國務大臣 前から言っておりますように、いささかも国民の皆さんから批判を受けるようなことがあつてはならぬと肝に銘じております。ですから、私自身につきましてもいろいろな祝賀会ですとか励ます会ですとかやればそれらの切符の売れる立場になつてわけですから、なれる立場になつた者が絶対にやつてはいかぬというのが私の考え方でございます。この地位を利用してどうこうという考え方は毛頭ありません。今まで二十七年間そういうことなしに生きてきたわけですから、今さらその必要も特になく私は思つております。御心配のないようにお願いいたします。

それから、私が就任しましたときに申し上げましたのは、六年も七年もマイナスシリンドで気分がみんな落ち込んでおる、ことしもマイナスシリンド、また次もマイナスシリンドで、そういうマイナスシリンドの中に押し込められてその中で仕事をえつちらおつちらやつておるといふのは残念じゃないか。ただ、建設省というところはよくそまじめな役所でありまして、言つたことはやらなければいかぬ、見込みのある確実にやれること以外は口にしはならぬ、そういう風潮が省内にあります。

ですから、物を言う役所にならうじゃないか。物を言うということになれば、自分たちの今までの枠を踏み越えて勉強しなければならぬ、いろいろな方面の意見も聞かなければならぬ。とにかく物を言う役所にならう、行動する役所にならう、政策官庁にならうではないか。直轄やら補助事業で仕事をやればそれでいいということではなくて、例えば、さつきちょっと先生おっしゃったけれども、海外に進出をして海外の土木建築、そういうものも日本の高度な技術でどんどん請け負っていくような、あるいは自分たちが誘い水をするにによって民活というものが生きていく。

私はこの前神戸に行きましたら、市長さんが、神戸の六甲アイランドというのは、建設省が大体二百億入れてくれると六千億くらいの投資が行われます、こう言つていました。ですから、これはもう最小限公共事業として、そういう誘導策として社会資本の充実を図つてやれば、おのずからそこには一つの環境が生まれて、民活が生まれて経済活動が起つてくるわけですから、そういう誘導策として私どもは考えておるわけでありまして、別に何かをたくさんやっておるということではありません。その点はひとつ誤解のないようにお願ひをしたいと思います。

○木間委員 大臣の御発言は、政治家としての分野を一向に出ないわけですね。年間を通じて各省庁がたくさんの事業、行事をおやりになるわけですから、やはりそこには法律があつて、その法律に整合性を持たせなければならぬと思ひます。ですから、私はそういう点では、次回に審議されるであろうこの法律に大きな疑義を持っておるということをお大臣初め局長さんにも申し上げておきたいと思ひます。いささかも法律上も疑念がないということをやつていただかないと、げすの勘ぐりがまたまたかま首をまたげますから、特に建設大臣というポストはそういうことでありますので、ひとつお願ひをしたいと思います。私どもももう一つは、国家財政が苦しいのは私どももよく存じ上げております。しかし、景気浮揚策はこれまた国家、国民のためにやらなければならぬ課題でもあると思ひます。そういったこと、私たちは六十一年度の政府予算案もいろいろな角度から分析をしておるところであります。どうしても政府の方は消極的だ、与党自民党の先生方からも、この機会に建設公債を発行しようじゃないか、野党もそれぞれ知恵を絞つて、予算修正にそれらを大きな柱として今申し上げておるところであります。もしお金が足りないなら、二十一世紀に向けての国民のためになることであればやむを得ない、そういう発想も私どもはしておるわけでありまして、そういう手法でやりになるべきじゃないだろうか、私もこう考へておる一人でありまして、この点も十分含んでおいていただきたいと思つておるのであります。

それから、これらのことに関して両大臣も先ほどから言つておいでますけれども、やはり配分については国土の均等化を胸に置いていただくことと同時に、昨今の不況は全国的に起つておりますが、とりわけ深刻な地帯もないわけではあります。この、これから公共事業をおやりになるときにやはり不況地域に重点的に配分するような手法をぜひおとりいただきたい、こういうことを要望として申し上げておきたいと思ひます。

それから、公共事業の五カ年計画の推移などについて、その推移をそれぞれ簡単に聞きたいと思ひます。——それぞれの局にまたがっておるつから、それはお聞きしないまでも知つておるつもりでありますから、これはやめておきます。それで、各局はそれぞれ五カ年計画に真剣に取り組んでおいて、一面そう思ひながらも、計画発表のときにはどんな大きな火花を打ち上げられておるわけでありまして、年度末や五カ年の最終年度になりますと、進捗率はとお伺いしますと、いずれも期待にほど遠い、計画にほど遠い中身に終わつておるものが、これまた残念であります。が昨今の否めない事実であります。そしてその理

由をお尋ねいたしますと、国の財政が多端であるとかあるいは経済社会の変化があったとか、そういうことで食い逃げされるわけでありまして、そういうことの繰り返しであります。

計画の中に調整費を盛りだくさん実は計上されておきまして、私たちが発表された途端には胸をときめかすわけでありまして、最近まで、かつての予備費の時代にもそうございましたけれども、今の調整費になってからでも、この使用といいますが、実際に消化が出てきておりません。それぞ

れの局長さんの担当されておる仕事の中にあるわけでありまして、それぞれの局長さんからお伺いしていても時間はかりたつわけでありまして、どなたか代表して自分の事業担当の分野でその調整費をどのように理解をされておるのか、そして私どもの期待にこたえてくれるのかどうか、決意だけお伺いしておきたいと思ひます。

○高橋(進)政府委員 各局に共通する問題でございますので、私からお答えさせていただきます。おっしゃいますように、現行の五カ年の諸計画の実績は、進捗率はよくありません。その中で調整費というものが、来年度を初年度とする各五カ年計画、相当多額な調整費という項目がそれぞれ設けられています。

これにつきましては、私どもの理解といたしましては、今後の経過期間中の社会経済の動向、財政事情、事業の進捗状況等を見ながら関係省庁とも協議の上、弾力的かつ機動的に執行していくというのが基本的な考え方でございます。過去、予備費の時代それから現行の調整費の時代、それを使つたということは沖繩の予備費の時代につきましても、ただでございますけれども、私どもの理解では、従来の予備費は当初予見できなかったものに對して措置しているということに對して、調整費というものはより弾力的な使用の方でございます。か、を含んでいるというふうに理解しております。

そういう意味で、これからも今申し上げたような基本的な考え方について必要に応じてその取り

扱いは弾力的に考えてまいりたいと思ひますが、一方、調整費を除いた分につきましては、その実施の確保のために相当なこれからの伸びを確保しなければならぬという問題も一方であるわけですね。そういったことを総合的に勘案しながらやっております。

○木間委員 今のこんな御時世でございますので、特に御注意を申し上げておきたいと思ひますが、決して過大包装でないように、上げ底になつていないようにぜひお願いをしておきたいと思ひます。

それから建設大臣、緊急な御要請を申し上げ、大臣の決意をお尋ねしたいと思ひます。

それは例の電力会社の差益金の問題でありますけれども、急激な円高あるいは原油安などで、今の見通しでは年間一兆数千億円を超える差益金が出るだろうというところであります。もともと電力会社は政府から料金の認可を受けておりますし、その地方においては独占の企業であります。そしてこの差益金は本来の事業収入ではありません。したがって、私は、この差益金は社会のために還元をする性質のものではないだろうか、こう考える一人であります。

しばしば今日までこの差益金の取り扱いについては各方面から提起をされております。御案内のとおり、例えば料金体系の是正をしたらどうかとかあるいは電柱の地下埋設に精力的に使つたらどうかとか、あるいは大型プロジェクト事業をお互いに求めるわけでありまして、そういったものに投入をしたらどうかとか、さまざまな御意見が出ておるわけでありまして。

私は、豪雪対策にぜひ使ひ使ひすべきだ、こう考える一人であります。今でこそ電力会社は電力をつくるためにあるいは原子力とかあるいは石油とか石炭とか、積極的に転換を進めておられるのであります。これは水力が初めてであったと思ひます。その水力は、豊富な水力を得るためにはやはり山奥へ入らないといけません。その山奥は雪解け水を

蓄えて利用するわけですね。ですから、今日の九つの電力会社の発展はまさに雪国から産声を上げ、雪国のそうした自然の恵みを活用してこれらたと思ひます。

ところが、国土の二分の一は雪国でありますし、とりわけこの豪雪には年々みんなが悩まされておるわけでありまして。昨年の日航の事故で五百二十人のとうとう命を失いました。極めて残念でありました。もちろんこれは国内はもとより、国際的にも大きな話題を呼んだ事件の一つでありますけれども、ところが統計をとっておりますと、この豪雪に見舞われますと年間百名を超える死亡者が出るような悲惨さであります。勢い、国土庁長官が毎年頭を痛めておられますけれども、過疎化現象が起つております。

ですから私は、やはりそういった一方の恩恵に浴しておる電力資本でありますから、そして一方では災害に悩まされておる、それらの環境下にあるわけですから、私は、ぜひこの差益金はそうした豪雪地帯に重点的に配分をしてもらいたい、そういった意味で建設大臣も国土庁長官も手を挙げてもらいたいと思ひます。三千万円の宝くじが当たればいいと思ひながらも、買わなければ当たらないわけでありまして、恐らく両大臣ともそういうお考えもお持ちだろうと思ひますけれども、やはり手を挙げてもらいたいと思ひます。

大臣のお考えはどうですか。○江藤国務大臣 大変ありがたい御意見であります。私は電線の地下埋設、いわゆるキャブシステムについては、これは十年間で千キロです。それから、せめて五千キロをやると格好がつくというところ、電力会社で反対しているところがあるものから、この前からその一番最高首脳者に会いまして私協力を求めましたら、いや、新潟地震であれは地下に埋設したらちゃん切れたんだ、こう言うものですか、そんなことはない、いやあるということを押し問答になったんですが、その一千キロを三年なら三年に縮めることについては異議ありません、こういうことまではできて、

あと五千キロやるかどうか、四千キロやるかどうかについては、あるいは地下に埋めた、切れるか切れぬかについてはひとつ技術者同士で検討させましょう、こういうことにしていただくわけですね。

五十三年時点でも、一戸当たりの電力の値下げ幅はたった二百七十円だったわけですから、ひとつこういう電線の埋め込みはこの金が利用できれば大変ありがたい、こう思つて……(木間委員「雪国雪国」と呼ぶ)特に、雪国は雪かき等にこの電柱がなくなるといふことは非常にいいのです。私も南の方が理解のできないような雪かきという作業があるわけですから、それ一つとてみても、やはり電柱といふものは私は地下埋設が必要だろうと思つておるのです。

それからもう一つは……(発言する者あり)いや、日本は半分は暖かいところがあるのですから、水力発電は寒いところばかりじゃありません。これは、必要があるなら河川局長からお答えさせていただきますが、やはりダムで水力発電をやるわけですから、治山治水が行われなかつたらダムはどんどん埋もつてくるわけですから、そのために電力会社がそういう利益を社会に還元するといふのは、私は一つの方法だと思つておる。(木間委員「手を挙げるのか挙げないのか」と呼ぶ)いや、挙げておるのです。高々と挙げておる、この前の委員会のときも、どなたかの質問で、そして合意が得られるようにぜひ御協力をいただきたいと私はお願いを申し上げておるわけですから、ひとつ木間さんの方でも党内の御意見をまとめていただいて、これらの差益金がそうした治山治水、あるいは雪国対策、電線の地下埋め込み等に利用できるように御協力をいただきたいと思います。私も、事務当局を通じて今懸命に努力をしておるところです。

○木間委員 国土庁長官に災害対策の面から一言だけぜひ手を挙げてもらいたいと思ひますが、理由はいですか、一言だけ決意をお願いしております。

○山崎国務大臣 ただいまのお話のとおりでございます。私も生まれて初めて新潟県のあの深刻な災害を見てまいりました。雪崩現象でございます。

特にまた、先生の今のお話のように、富山県におかれましては、立派な富山県の総合雪対策基本計画を立てております。その概要をずっと読ませていただきました。非常によくできております。そういう用意のあるところに、ぜひとも雪対策というものを新しく見直して、私も一生懸命力を入れたいと思っております。ただいまのお話はまことにこもともと存じます。

○木間委員 富山県の総合雪対策条例のお話が出ましたので、この機会に決意をお聞きしたいと思っております。

雪国では古くから、雪が降れば雪解けまでじいっと家の中に閉じこもる生活を余儀なくされてきたわけですね。一面そうした暮らしは、忍耐強い、そして勤勉な県民性を培ってきた、そういう人格形成の上で大きく貢献をしてきたと私は自負をしております。反面、年間十二カ月を十カ月で生活をしなければならぬという大変悲惨な過去が今日まで続いてきました。

ところが、今日の家庭内の生活様式、あるいは都市化、あるいはモータリゼーションなどなどから、そういうことは忍びないところまで実は変化をしてきておられるのもまた事実であります。したがって、富山県では、受け身の形では二十一世紀にはとてもじゃないが太刀打ちできない、ぜひこの受け身から脱皮をしなければならぬ、そういうことで、雪と調和をするあるいは共存をする新しい郷土づくりを目指そう、こういうことでこの条例が制定をされてきた経過があるかと私は考えております。

そうはいっても、雪に強い県民生活づくりあるいは農林水産、生産活動に強い交通、通信の問題あるいは雪利用の創造などを考えますと、一地方の自治体の持てる力をフル動員いたしまして、も限界があると思うのです。ですから、資金

面あるいは技術面、そういった面でもぜひ国の全面的なバックアップをお願いしたいな、またそうしていただかなければ、せっかくつくった県条例もと、私は心配をする一人であります。

そういった点で国土庁長官の御決意をお尋ねいたしまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。と思いますが、最後に大臣、ひとつお願いいたします。

○山崎国務大臣 確かに非常に大事なことでございまして、富山県におかれましては総合雪対策推進会議をお持ちでございます。その中に我が国土庁も担当審議官を一人送って加わらせていただいておりますし、今お見えになったその冊子の内容も十分よく理解できます。

そこで、具体的な事業等についての県からの御要請もこれからあると思っておりますので、ぜひともその事業の実施官庁であります各省庁と十分相談をいたしまして、その御相談に乗ってまいりたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。

○木間委員 それでは終わります。

○瓦委員 山中末治君。

○山中(末)委員 私は、江藤建設大臣、山崎国土庁長官の所信表明につきまして質問をさせていただきます。

まず、建設大臣の所信表明は、非常に守備範囲が広いございまして多岐多様にわたっておりますが、その中で、率直に疑問を持ちましたものについて説明を聞かせていただきたいと思います。

【委員長退席、東家委員長代理着席】

所信表明の二枚目の後ろから四行目あたりからですが、「高水準の国内貯蓄を活用して住宅建設、都市再開発等への民間投資の活性化を図り」というふうな述べておられますが、これは具体的にどういうことなのか、ひとつおしをいただきたいと思います。

○江藤国務大臣 予算に制約を受けまして公共事業が伸びないわけでありまして、先生も統計でござんになったと思っておりますけれども、六十年十二

月末の貯蓄は間もなく五百兆に達するといふほど実はあるわけでありまして、国の六十一年度予算が五十四兆円、それから、借金八十一兆円をやって交付税をやりますと手元に残るのが三十二兆円足らずですから、五百兆になんかとする貯蓄といふのはそれは大変なものでして、実際国が使えらる三十二兆の予算に比べて膨大なものが民間貯蓄としてある。これを同じこの国家社会のために有効に使わせていただくといふことは大事なことです。ですから、ひとつこれらとどうも皆さんが投資に充ててくださるよう、内需振興に充ててくださるよう、誘導策をやってみよう。

例えば、その六本木のところで再開発が行われておりますが、あそこ建設省が入りました金は十四億七千万円でありまして、それに対して、建物だけが七百億以上かかっておるんじゃないかと思っております。さっきも申し上げましたように、六甲アイランドでもそのとおりですけども、そういう誘い水をして基盤整備を少しくやってやれば、民間が進んでそこに投資を行い、経済活動を活発にしていける、こういうことですから、いろいろなゆるい制度金融あるいは税制面の優遇とあわせてそういう活動を促進していこう、こういう考え方に立つておることを御理解いただきたいと思います。

○山中(末)委員 「国内貯蓄」とあるからには、国内の今の貯蓄は約五百兆と言われているが、それが海外へ流出をしない国内の方へ主に使われるようにしたい、こういうこともあるわけですね。確認をしておきたいと思っております。

時間の関係もありまして急いで質問をいたしたいと思っておりますので、要点をお願い申し上げておきたいと思っております。

その次に、もう一枚めくりますと、「昭和六十五年に大阪で『国際花と緑の博覧会』を開催するための準備を積極的に推進してまいります。」「こういうことが述べられておるわけですが、現在の時点での問題についてはどのようにお考えになつておるのか。例えば事業規模とか道路とか交通とか、

そういう問題も出てくると思っておりますけれども、建設省の所管の中でこの『国際花と緑の博覧会』を積極的に進めていく、準備を推進するということについてひとつ説明をいただきたいと思います。

○江藤国務大臣 先般、花と緑の国際博覧会につきましては、設立の準備が相整いまして設立認可をいたしましたばかりであります。

まず鶴見緑地の会場の造成が必要でありますから、これに対して大体四百八十億程度かかるのではないかと踏んでおります。それから、農水省も出すそうですが、私どもの建設省で一応上物を建てるのに五十億程度かな、それから道路、下水道あるいはその他公園、いろいろそういう環境整備に、まだ全部詰まっておりますけれども、やはり実際の開催までには六百億近くのものが投入されなければ完全な国際博覧会にならないのではないかなというふうな考えておるところでございます。

○山中(末)委員 これは建設省の直接な仕事じゃないかもわかりませんが、鶴見へ行くところの交通手段、道路は、今おっしゃったように道路、下水、公園等六百億ぐらいの投入が必要だろうというところで、アセスの交通関係ですね、これは建設省としては全然関係がございませんか。進め方、ちょっと説明をお願いしたい。

○牧野政府委員 ただいまのおたしは博覧会場への交通アクセスでございますが、道路の方は大臣からお答え申し上げましたように私どもの方で全責任でやるわけでございますが、多分、先生の今おたしは現在計画されております地下鉄のお話も含んでおられるんじゃないかと思っておりますが、私がただいま承知しておりますところだけ御答弁申し上げておきますと、大阪市の地下鉄計画がございまして、京橋駅から鶴見緑地間約五・五キロにわたって現在大阪市長さんから府知事に申請書を出しておる、私どもが聞いておる範囲では、ぜひともこれを間に合わせて円滑な輸送に努めたいというふうな承知をしております。

○山中(末)委員 地元の方ではいろいろこの問題について各会議の中で話が出ておるようですが、

嫌われるのですよ。これは過去にもう何回もあるのです。輕微な見直しでもあるのですよ。

一例を挙げますと、例えば輕微な見直しをすれば市町村がいい、地元の地主さんとかそういうものの意見も含めて。ところが、こういう見直しをすると、境界がどこなんだ、水路があるのか道路があるのか、水路が道路が何かなければこんなものはできないじゃないかということで市町村の意見が事実上入れられなかった。これは理屈はそうなんです。理屈はやはり溝とか川とか道と

か、そういうものを境界にして見直すのが一番普通
なものであれども、それは大筋はそうだけ
れども、しかし、今おっしゃったように地元とし
て、これは市町村だけじゃなしに地主さんも含め
てですが、そういう要望が出たら必ずけられて
おったのです。

そういうこともありますので、今大臣のおつ
しやったように、できる限り地元の意向をくみ上
げてもらって見直しをするものなら早く見直しを
したい、こう思いますが、これは大臣の御答弁よ
りも所管の局長さん、ひとつ答弁を、また指導の
方法をここで聞かせていただきたいと思ひます。

○牧野政府委員 線引きの見直しは、基本は今大
臣から御答弁申し上げましたように、おおむね五
年に一回都市計画の基礎調査が行われますからそ
れに基づいてやりますが、それ以外にも、今先生
お話がございましたように、個別の事情があつて
随時見直すという制度も最近では取り入れてあり
ます。ともかく人口フレイム等を改めて五十七年
以降の通達で設定して、いわば予備軍みたいなも
のをブルしておいて、ただしこれは良好な市街
地形成ができるという保証みたいなものがないけ
れども、やたらに入るといふわけにはまいりま
せんが、そういうものがあれば随時入れるという
制度をやっております。

今のちょっと出づつ張ったというか、個別のこと
は、私その事案はわかりませんが、原理原則
は、これはまた先生おっしゃったように、一応あ
の線引きという制度はある意味でかなり強い制度
でございますから、だれが見てもはつきりわかる
ところで区切るということを原則にしておりま
す。

ただ、そうはいっても、では一切合財飛び出る
のがだめかというようなこと、それもおかしいと
思ひますので、要は個別の事案について、もし難
しいことがあれば本省の方まで上げていただい
ても結構ですから、あるいは一番難しいものは、こ
れまた先生御承知だと思いますが、対農業との調
整が一番難しいわけですが、これも農水省との話

し合つて、必要があれば本省へ上げて、全部が全
部というわけにまいりませんが、非常に難しいも
のは上げてもらつて早く解決したいというふう
に、今後ともいろいろな指導を強めてまいりたい
と考えております。

○山中(末)委員 わかりました。一切合財だめだ
というのではないように、ひとつ適切な指導をお
願ひを申し上げておきたい、このように存じま
す。

その次に、第九次道路整備五カ年計画の中で、
これも大臣の言葉で申しわけないのですが、これ
は建設省自身の方針だと思ひますが、災害に強い
道路の整備、それから歩行者、自転車利用者、高
齢化社会、情報化社会に対応した道路整備等の課
題に重点を置いて進めていきたい、こういうふう
に書かれてあるわけですが。

これは非常に奥深い表現なもので、ただ簡単に
この時間帯で全部答弁を願うというわけにいか
ないかもわかりません。この所信表明のとおり
ひとつお進めいただきたいのですが、その中の一つ
で、過去の建設委員会が私何回か要望をしたこと
があるのですが、この道路整備、道路交通の中
で、路肩が弱いというところで自動車が多に落ち
込んだりする事故が、やはり忘れ難い時に大い
な事故があるのです。実は路肩の問題というのは
非常に大事なことだと思つております。その路
肩、この事故防止に何とかいい方法ございませ
んかというところで、今まで建設委員会に要望を
してきたのです。

というのは、カーブには防護さくとか強いフェ
ンスとか、こういうものが設置をされていま
す。ところが、その防護さくだけでは、自動車の
大型化しまして、重量化しまして、防護さくを突
き破つてへし曲がつて車が下へ落ちるといふ悲
惨な事故があるわけですね。それで私は、この防
護さくは大事でなければ、その下に、道路の上
にこういう形の、道路面がこうでしたら路肩を三
センチほど上げてコンクリートのこういう工作物

をつくつて、そしてその上にフェンスとか防護
さくをつけるのがいいのですけれども、そうす
ると、下のコンクリート、いわゆるストッパーで
すね、ストッパーで車輪がとまる、そしてボディ
は防護さくの方に当たる、車輪が内側ですか
ら、こういう道路構造はできませんかという要望
をしたことがございます。

これは私自身の考え方ではなしに、自動車を
扱っている団体、そういうところからは実はもう
文書で要望が出ておまして、それに基づいて過
去の建設委員会でも質問をして、せめてカーブの
ところだけでもそういうふうになりませんか。私
どもの地元の京都府では、国道に現にそういう
ものが使われているのです、ある一定の距離だけ
ですけれども。そこは過去において車の事故が多
かつたのです。それをしましてからはまだ交通事
故が一件も起こつてないのです。ですから、これは
交通事故の防止に非常に役立っているというこ
とを感ずるわけですが、これについてそのような
方法を今後逐次進めておきたいという意向がある
か。

それからもう一つあわせて、道路構造令が実は
あるわけですが、道路構造令、今のスピードア
ップとかいろいろな問題であの構造令自体を見
直す必要があるのではないかと感じます。これも
過去の委員会において、構造令はこれで今でも
通用しますかというのを質問してきたのです
が、十分検討してみますというふうなニュア
ンスの答弁があつたのですけれども、この二つに
ついてひとつお聞きをいたしておきたいと思ひ
ます。

○萩原政府委員 先生御指摘のいわゆる防護さ
くの問題でございまして、この問題につきま
しては、かつて路肩が弱かつたために防護さく
が崩れて非常に悲惨な事故が起きたというの
が雪国でございました。またごく最近では、や
はり雪の時期でございましたけれども、大型バ
スがガードレールを突き破つてダムにおつち
ましましてかなりの方が亡くなつたといふ悲
惨な事故があつたばかりでございます。したが
いまして、その防護さく

の強度というものについて、現在基礎的に土木研
究所で根本的な研究をやつておられるところ
でございます。

また一方、先生もある例でお示しいた
たけれども、いろいろなやり方で局地的にこの
落防止が図れないかというふうなことを考
へるために、現在国会で御審議をいた
だいておられます昭和六十一年度の予算
の中では、直轄国道を主体としてこの
ような試みをやつてみようというこ
とで現在準備をしておられるところでござ
います。

また、もう一つ御指摘の道路構造令の問題で
ございまして、御承知のとおり、道路構造令
は一般的な技術的な基準を定めることにな
つておりますので、三十三条あたりで一
応の規定を置きまして、この規定を受け
ておのおのの構造物について指針のよう
なものを細かく取りまとめてお
ります。

防護さくにつきましては、この指針が
でき上がつておりますけれども、これに
基づいて行ひました防護さくが、場所
によりましては、これはちょっと衝突の
角度で影響するわけでございますが、場
所によっては事故に結びついてしま
うというところもございまして、先ほど
申し上げましたように、現在根本的な調
査を行ひまして、研究を行ひまして、そ
れに基づいてまたこの防護さくの設置基
準を改める、こういうスケジュールにな
ると存じます。できるだけ急いでその作
業を進めたい、こういうふうにお考へ
ておられる次第でございます。

○山中(末)委員 ありがとうございます。そ
れで、そういう六十一年度予算の中で直轄
国道についてやつてみようというところ
まで進んでおられることをお聞きいた
だきまして少し安心をしたような気が
いたします。どうぞ大臣、この点につ
いてもお進めいただきますように、事
故がなくなるようにひとつ御尽力を賜
りたい、このように要望申し上げてお
きます。それからそのあと、これはこの
前の質問の中で大臣がお答えになつた
ことですが、大鳴門

橋の架橋を一つの例にとりになりまして大臣からいろいろ説明をいただいたわけでありまして。この所信の中でも、元請、下請関係の合理化、中小建設業者の育成、建設労働等の健全な発展を図る、このために具体的に努力をしていきたい、こういう決意が述べられております。ひとつお進めをいただきたいと思うわけですが、その一つとして、先ほど申し上げましたように、大鳴門橋架橋工事の例にとられて、それに従事した大企業と中小零細企業の件数、これもこの間の本会議でもおっしゃっていましたね。それは大企業だけのプロジェクトじゃなしに、大企業も中小零細企業も含めた仕事としてやってきた、これからもそういうふうになっていくというように本会議でもおっしゃっております。私は、立会演説会をやっているのかなという感じがしたくらい迫力があつたと思うのです。まず一つ、あれは間違いありませんか。

○江藤内閣大臣 間違いありません。

○山中(末)委員 それでは、これこそいささかの疑念も持たれることがあつてはならないという、大臣の本当に一番立派な、所信に対する御答弁でありますので、後で結構ですけれども、大企業と中小零細企業、何社かおっしゃっておりますけれども、その表を掲げていただきたいと思ひます。担当の局長さん、よろしゅうございませうか。

○萩原政府委員 非常に細かいものではないかと、なかなか資料が整わないと思ひますが、できる限り資料を整えまして、提出させていただきます。

○山中(末)委員 局長さん、これは大臣が委員会と本会議で御答弁の中でおっしゃっている数がありまます。後ほど結構でございますが、何社かというのをひとつお願いしたいと思ひます。

○萩原政府委員 大臣が御答弁申し上げました数字は、元請が百六十六社、それから下請は、非常にたくさんございまして、分類が難しいのでございまして、約五百社、延べ百六十六万人が工事に従事をいたしております。こういうこと

を申し上げてございます。

個々の問題につきましては、非常に数が多いございまして、できる限りのものを整理して御報告申し上げます。

○山中(末)委員 それと、大臣は金額はおっしゃらなかったのですけれども、昨年予算の分科会で通産大臣の方へ要望したのですけれども、件数も大事なんですけれども金額も大事だということでありまして、大まかな金額の割合でもわかりましたら、それは何ぼ何ぼと会社ごとの結構です。それから、金額はこうだ、大と中小ですか、それぐらの割合でお示しいただきたい。これはこの分科会で私また通産の方へ質問することになっておりますので、去年もしたのですが、お願い申し上げます。

それから、あとは大臣に対して言うのはちょっと酷かなと思うのですが、これは建設省、国土庁だけに限りませんけれども、晩に出向いていきますと、職員の方は遅い時間に非常に熱心に仕事をしておられます。これは時間外労働だと私は思ふのです。これも両省庁だけではないのですけれども、本省全部、それから本省の出先関係もほとんどなんですが、時間外労働に対して時間外労働賃金の支払いが的確、適正に行われていないんじゃないか、こういう感じがするのです。これは細かい話ですから大臣結構です。御意見がありまして、後ほどまたお聞かせ願ひたいのですが、ひとつ局長さんの方からお聞かせいただきたいと思ひます。

○吉居政府委員 私ども国土庁の仕事を行います場合には、特定の職員に仕事が偏らないように適正に仕事を配分をしたり、あるいは特定の時期に集中しないように時期を適正化したりといったようなことを通じて、なるべく勤務時間内に仕事を処理されるように日常努めているところでございまして。

しかしながら、やむを得ずどうしても超勤をしなければならぬといったようなことも起こります。そういう場合には、予算の範囲内で処理でき

ますように、合理的に、あるいは計画的に適正に処理をしているところでございます。

○高橋(進)政府委員 建設省の場合、本省のみならず地方建設局を含まして二万六千人ぐらいの職員がおるわけでございます。事業量こそ最近伸びておりませんが、建設省の仕事というものはいろいろな意味できめ細かな対応を迫られていくという中で、仕事の量はふえております。一方で、職員の数は定員削減計画に従って削減されておる、非常に厳しい状況になっておるわけでございます。

そういった中で、できるだけ仕事の身を合理化するといふことが、機械化できるものについては機械化する、あるいはいろいろな手続を簡素化するといふようなことに努力しまして、職員がやる仕事の量というものをできるだけ効率的にできるように格好にするということでは基本的に対応しているわけでありまして。

そういう中で、できるだけ勤務時間内に仕事を処理するようにしておりますけれども、どうしても超過勤務せざるを得ないというような場合がございまして。その場合には上司の命令によりましてさせるという中で、大體建設省全体としては予算の範囲内で実績支給されているというふうに考えておりますが、正直言つて本省関係では、予算の面で厳しい面がございまして、今先生の御指摘のような実態がございまして、基本的には今申し上げましたようなことで処理してまいっているところでございます。

○山中(末)委員 私、実際に調べた時間もあるのですけれども、それはここで申し上げると時間がかりますからやめておきますが、今官房長と、また国土庁の方からも申されましたように、どうしても予算で制約されてしまふのです。これは本省の方も地方の方も同じことなんです、調べてみますと。今おっしゃったように、仕事の配分をよくして勤務時間内に仕事をしてもらうということとは、これは普通勤務の姿勢なんですね。しかし、実際は、幾ら心がけてそうやっても、私もよく

く来ましたけれども、かばんにいっぱい書類を詰めて、陳情に行つていろいろ話をします。そうすると昼間は、仕事を予定どおりしようとしてもなかなかできない。勢い陳情とか要望とか、お客が帰つてから仕事にかかればならない。これは日常業務としてあるわけですね。それと本省関係、この二つの省庁だけじゃございませうが、予算の編成期とか、またいろいろ山があらまして、時間内におさめると言うたつてこれは物理的におさまらない。こういう状況が日常化しているわけですよ。

それに対応するのに、今度の六十一年度の予算案の中で、超過勤務手当の予算が大体給与の何%ぐらい含まれているか。過去には、地方公共団体に対しては三%ぐらいは当初の中で計上しておくように、こういうことが実はあつたわけですね。現在それは予算の範囲内という中で、非常に言いにくいことを言つてもらつて申しわけないのですけれども、実際にそういうことがわかつておりながら何%ぐらいが計上されているか。この辺はひとつ大臣もお聞き願ひたいと思ひます。

○高橋(進)政府委員 それぞれの本省あるいは地方建設局、あるいは例えばダム事務所なんかは多いというふうな、一定の超過勤務時間の平均的な時間を算出したしまして、トータルでは基本給の約一四%相当を計上いたしております。

○吉居政府委員 手元に今何%という数字はございませうけれども、予算上は、当該職員に対する超過勤務手当の時間は十八時間ということになっております。

○山中(末)委員 この問題については、きょうここで質問をして御答弁をいただいたて、はい、わかりましたというときにはならぬと思ひますが、しかし、今官房長さんからも国土庁の方からも説明していただきましたのはぎりぎりいっぱいの説明をしてもらつていられると思ひます。それ以上の説明はできぬと思ひます。

しかし、超過勤務というのは、予見できなかった仕事が出てきて、それに従事をしなければなら

既に決まっておりますのは、御案内のとおり同志社大学の教養部と女子短大部がほぼここに移転を完了し、新学期から開校するような準備になっております。また京都では花き総合指導センターあるいは厚生年金休暇センターの整備をすべく準備が進められておりますし、一部着手がなされております。

それから民間団体の関係につきましては、一昨年に設立されました財団法人の国際高等研究所が、この区画整理事業が行われました後にこの土地に立地するというところで計画されております。また、現在設立準備中で近く発足することになっております国際電気通信基礎技術研究所もここへの立地を進めているというところでございます。

西文化學術研究都市の全体の構想が早く固まりますように、関係府県とも現在鋭意連絡調整しながら、関係十一省庁の連絡調整会議メンバーになっている関係省庁と事務的な詰めを進めて調整している段階でございます。まだ全容が固まった段階ではございません。

それからまた、この事業自体が御案内のとおり産官学が一体となつて推進するという体制で進められております。したがしまして、こういう事業が円滑に推進されますためには、官民が一体となつて整合性のとれた都市建設がなされるということが重要でございます。そのために、特に官民それぞれから資金を集めまして関西文化学術研究

都市推進機構という財団法人を設立すべく現在準備を進めておるところでございます。これらの推進機構が設立されました暁には、お認めいただきましたらば私どもも新年度から、活動費に対して国土庁からも助成費を出そうということで準備をいたしております。それと同時に、税制上もこれらの機構をつくるために民間からの寄附に対して損金算入の枠を拡大する等の措置をとるという手当てを行うことといたしております。

ただいまのところの概要は以上でございます。

○山中(木)委員　ちよっと今助成費を国土庁から

出すという対象の団体はどこでしたか。

○山本(重)政府委員 対象は、先ほど申し上げました近々できるだけ早い機会に設立をいたそうと考へております財団法人関西文化学術研究都市推進機構に対してでございます。

○山中(末)委員 大臣どうですか。所見がございましたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○山崎国務大臣 ただいま局長からもお答え申し上げましたように着々と進行中でございますが、特に御承知の京阪奈丘陵に関西文化学術都市、この建設の問題は筑波の学園都市の例もございまして、民間活力を最大限に活用して二十一世紀を目指した文化学術研究の拠点形成を図るものでございまして、近畿圏はもとより我が国の発展に大きく寄与するものと認識いたしております。

そこで国土庁といたしましては、できるだけ速やかに都市の全体計画の策定をまず図るとともに、関係省庁及び地元公共団体、それから経済界との連携のもとに都市建設の一層の推進を図る所存でございます。

○山中(末)委員 もう時間がなくなりましたので、最後に、この本にも書かれておりますけれども、物事をつくっていくときにまず発想がありまして、それに基づいて土地を確保していくというのが大体普通のあり方なんです。今クラスター方式というので、まず土地ありきでブドウの実みたにあつて、その土地をいかに活用していくかという事です。ですから、発想が後になって、土地の高度利用といふかそういうものが先に進んできた、こういうことがありますので、全体計画についての心配も実はまだなくなつたわけではないのです。したがって、今御答弁いただきましたように全容についてできるだけ早くまとめてもらつて、どのクラスターにどういう格好に張りつけるんだという本来の形に早く返つていただきたくないというふうに要望いたしておきます。ちょうど時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。

○東家委員長代理 午後一時より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時二分開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。新井彬之君。

○新井委員 私は、江藤建設大臣また山崎国土庁長官の所信に對しまして質問をさせていただきます。

初めに、大臣と国土庁長官にお伺いをしたいわけですが、本来なら、本年の国の方針というものは、予算案と法律案の提出によって方向性全部決まってしまうわけでございます。それ以上のことというのはなかなかできない。ところが、御承知のように建設行政は五カ年計画であるとか、それも第何回とかというように、道路にしましても住宅にしましても河川にしましても継続的に地道に着実にやっていかなければいけない、こういうようなことになっているわけでございます。

そこで、大臣あるいはまた国土庁長官になられた方でございますので非常に力もあり、あるいは建設行政、国土行政に對してもこういうことをやりたい、こういうことも各大臣皆御立派な方でお持ちでございます。そういう中で今回の大臣就任は、まずは予算が決まらされてそして大臣に就任なさつた。これは、今度逆の立場になりますと、自分で組んだ予算でこれだけはやりたい、こういうことで大臣就任というのが本来の姿じゃないかと私は思つてございまして、けれども、まず、その点についてはどのようにお考えになつていらっしゃるのか伺いたいと思つております。

【委員長退席、平沼委員長代理着席】

○江藤国務大臣 自分が汗を流して組んだ予算で、その消化について全力を挙げるのが一番いいというのは私も同感であります。こういう結果になつたわけでありまして、与えられた条件の中

でしっかりと頑張るといふことが継続性の問題からして大事だ、こう思つております。

○山崎国務大臣 お答えいたします。

確かに申し上げるとおり、正常の状態ではないと存じますけれども、前任の河本嘉久蔵長官から御退任の際十分御趣旨をお伝えいただきまして、その趣旨に沿つて今後実行に移したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○新井委員 もう一つ、私はどの大臣でもそうだと思いますけれども、一年間で交代をするということでは何も仕事ができないのではないかと。やはり二年なり三年、それだけの任期があつて初めて、本日、この前の所信表明のお話がありましたけれども、それに対する一つの結論あるいはまたやりたいことが実現できる。これは長く言えばもう五年も六年もかかる、こういうぐあいに建設行政の場合思つてございまして、一年交代のこういうやり方というものは、私は反対でございますが、いかがお考えでございますか。

○江藤国務大臣 これは何年もやつておつた方がいいと思つたんですね。しかし、そういうわけにもまいりませんから一年交代ということになるんでは、政党政治ですから、私は農水大臣をやつたことはありませんけれども、政務次官をやつて、農林部会長をやつて、総合農政調査会長をやつて、十六年ずっと農林水産をやつてきましたけれども、別に農林水産大臣にならないから自分の考え方が生かせないというのではありませんで、それは大臣の職を去つた後にも、やはり自分たちが手がけてきたことでありますから、これから建設行政に政党人としてしっかり携わり、取り組んでいきたい、こういうふうに思つております。

○山崎国務大臣 私も同感ではございますけれども、確かに将来を見通しまして、私といたしましては、今四全総の策定というこの秋に向けての国土庁として重要な任務がございまして、まずこれはぜひとも果たしたい、かように考えておる次第でございます。その後も続けてまたなおその実行に移したい、こう考えております。

○新井委員 先ほど申しましたように、どの大臣もみんな立派な方でございます。そしてまた一つのお考えというものをきちつとお持ちでございまして、したがって、ことしこうして建設委員会という議論がありまして、去年は去年で所信表明があつてそれに対する質疑を行う。ところが、去年こうだつたじゃないかと思つて、今年、やはり大臣が違ふ所信表明でございまして、あなたの場合ここが違ふ、あそこが違ふと言つたわけにもいかない、そういうようなこともございまして、大臣というものは少なくとも、その省によつても違ふでしょうが、画一的にする必要はありませんけれども、何か一つの事業をやるだけの任期はやつていただきたい、私はこのように思つてございまして。

これは総理とお話もございまして、また総理だつてかわることもあるわけでございますけれども、そういうようなことも今後の参考にして、できれば江藤大臣がまた来年やつていただく、そこで本當の議論ができるのではないかと、このように思つてございまして。

そこで、何といたしまして、建設行政というのは五カ年計画できちつと予算がつき、目標が決められるわけでございます。したがって、道路、治水、下水道、都市公園、海岸事業、住宅、こういうことについての五カ年計画において、今終わるところもありますし中間のところもありますけれども、進捗率として一〇〇%ちゃんと達成できるということなら結構でございますが、そうでないところと予測されるところは、今後の予算のつき方にもよりまして、今の状態で予算が進んだ場合にどうなるか、何%ぐらいまで達成できるのか、ちよつと各局長から御答弁をお願いいたします。

○高橋(進)政府委員 お答えいたします。御存じのように、都市公園、下水道、海岸、特定交通安全、住宅建設、いずれも六十年度で終わらしまして、六十一年度を初年度とする新しい五カ年計画の策定を、法律の必要なものにつきて

は法律の成立を待つてすることにいたしました。それだけのものにつきましては、現在の六十年度で終わる五カ年計画についてはいずれも残念ながら一〇〇%の達成を見ておりません。中には七割台の達成率のものもあるわけでございます。

現在まだ統一しております五カ年計画は、治水事業五カ年計画、道路整備五カ年計画、急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画とございまして、まず治水事業五カ年計画につきましては、六十一年度の予算が成立しました場合には、これは六十一年度の道路整備につきましては六十一年度の最終年度といたしておりますが、六十一年度の段階で七二・六%、急傾斜地崩壊対策事業五カ年計画につきましても六十一年度が最終年度でございますが、六十一年度までで六七・三%というようにございまして、いずれもその完全達成については非常に厳しい状況にあるということをお願い申し上げます。

○新井委員 今お話があったとおりでございますけれども、今日の国というものはもうみんなから言われておりますように、社会資本の整備というものが非常に必要に迫られている。これはもう大変なことでございまして、したがって、政府といたしましては、五カ年計画というものをきっちりと組んで、そして閣議決定をして、そしてこれに対しては全力を挙げてやっていく、こういうことで進んでいるわけですね。しかし、これが一〇〇%達成されたからといって、もう大変な、その解決ができるような状況じゃない。しかしこれが達成できないといえは、もうますますまた大変なことになるわけでございます。

例えて言う、道路一つをとってみても、東京なんかで首都高速なんというたって大変な交通渋滞でございます。それで全部の車の二割ぐらいが首都高速を使っているらしいのでございましてけれども、その首都高速の道路というのも大した面積を占めているわけじゃありません。そういうわけですから、大変な交通渋滞というのが起こって

りまして、これ一つを解決するにしてもこれはもうなかなか大変でございますし、東京都内で車を走らす、そういう中でもほとんど整備をしなければいけない。あるいは地方交通線を見ましても、いろいろな地方公共団体から陳情、要望、大変な要望が来るわけでございます。

そういう中で、道路財源というのはこれはもう特定財源でございます。その道路財源が今までまともに全部使われましたか。道路局長、どうですか。

○萩原政府委員 現在道路整備は、先生御承知のように第九次道路整備五カ年計画、五十八年度から実施をさせていただいております。

道路財源につきましてはガソリン税それから石油ガス税、それが法定の特定財源でございますが、そのほかに自動車重量税が税の発足の経緯からその国費分の八割は特定財源的な扱い方をされておられます。それらを全部加えたものは五十七年から五十九年にかけては約四百億円で、道路整備に充たされてない、未充当額として残っております。六十年度に二百億、六十一年度に約二百億、合計で約四百億が特定財源以上に予算に計上されましたために、これは充当されたということになります。差し引きといたしまして現在のところ三千七百億円がまだ道路整備に充当されてないという状況でございます。私もぜひこれをできるだけ早く道路財源として充当させていただきたいというふうに今後とも努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○新井委員 私は、この自動車重量税の法案がかりましたときに、福田大蔵大臣だったのをごさいますけれども質問させていただきまして、ごさいますけれども税金で納めるかあるいは利用者負担か、特にこの重量税なんというのは取つてつたようなことでございまして、当然今の道路のこれだけの要望からしますと、全額とにかく道路負担にすべきではないかという主張をしたわけでございますが、これはまあ一般財源である、しかし道路にもかかわるからということで今お話が

あったようなことになっておるわけでござい

ます。で、いわゆる認められた財源がきちとあるにもかかわらず、どういふかげんか知りませんけれどもそれが全額使われない。それも道路整備五カ年計画がもう一〇〇%できて、もう一二〇にもなります。だから道路は足らないけれども、ほかとの関係にもかんがみて、一部それはまた足らぬときも出るから少しこち側にとっておきましようというのではなくて、とにかく足りない、五カ年計画の達成ができない、それでなおかつその道路財源はあるのですけれども、それも全部使えない、こういうような状況でございますので、これはどうしても建設大臣が本年度におきましても、その今残っております三千七百億、それを道路財源に持ってきていただいて、少なくとも道路整備五カ年計画、第九次の五カ年計画はきちと達成できるようにやっていただきたいと思っております。

○江藤国務大臣 財源については特定財源をまず確保すること、これはもう最大の責任だと私は思っております。それからやはり一般財源を公共事業に導入すること、これらを含めて建設事業を進めていく努力をこれからも続けてまいりたいと思っております。

○新井委員 江藤大臣は国対委員長もやられましたし、もう実力大臣でございますので、間違いないわけはやっていただける、このように理解をするわけでございまして。

それから第六次の治水事業におきましても、これもいろいろなところで河川のはらんとかがありまして裁判にもなっているわけでございまして。確かに、公共事業費がないからそれをその地域の住民が負担すべきかあるいはやはり国とか地方公共団体が負担すべきかということも裁判でもいろいろな議論になっておりますけれども、少なくとも治水五カ年計画というものは予算どおりやっておりますというところが、やはり裁判があった場合におきましても、それ以上のお金というのはそれ

はありせんけれども、それだけは着実に進めておりますというのが僕はこれから何かあったときの最低条件になるんじゃないか、このように考えるわけでございまして、もうそういう直接命にかかわるようなあるいは家が財産にかかわるような被害はなくても、雨が降れば水がたまつてどうしようもないような地域もたくさんあるわけでございまして。したがって、この治水の五カ年計画についてはそういう裁判のときに何かきちと云いわけが、言いわけというよりも正論として言えるということが非常に大事だと思っておりますが、その件についてはどのようにお考えになりますか。

○廣瀬(利)政府委員 お答え申し上げます。河川の整備につきましては、先生御指摘のように、貴重な財産を守る堤防等を初め、河川管理施設をつくるわけでございまして、私どもは地域の重要度に応じ、あるいは工事の施行の難易等を勘案しながら重点的に配備しているところでございまして。先生御指摘のように、予算面につきましては不本意なところがございまして、少ない予算を有効適切に使ひまして、治水の安全度の向上のために努力をしていきたいと考えております。

○新井委員 また急傾斜地の崩壊対策事業、これも各市町村に上るところを総点検しまして、もう何万カ所にも上るところの危険箇所が出てくるわけでございます。したがって、建設省は年次計画におきましてこれを直さなければいけないというところで決めているのですけれども、それも遅々として進まない。こういうような予算につきましても、これも大変な大事な予算でございまして。そういうことで、これも大体同じような答弁でございまして、一方的に言っておきまされたい、とにかくこの五カ年計画もやっていただきたい、このようにお願いをしておきたいと思っております。

次に貿易摩擦と内需拡大ということでございまして、建設大臣として非常に内需拡大に対して期待をされているわけですね。公共事業をどんどん

ふやすとかあるいはまた民活であるとか、そういうようなことで非常に期待をされておりますが、そういう面については大臣としてはどこまでこたえられると思ひますか。

○江藤國務大臣 大変難しいですね。しばしばお話ししておりますように、総事業費、公共事業においてはおよそ一〇・一、事業量としては十三兆五千億だけは確保することができました。もちろん、それは補助金の調整等を行つていろいろ工夫した結果でありますし、財源対策等も考えたことではあります、これをやはり有効、適切に活用していきたい。

それからもう一つは、五カ年計画の中で住宅の初年度が始まるわけでありまして、住宅取得税を初めとするいわゆる税制面、それから、先般来も公庫資金の融資を、五・五を五・四、六・四を五・九、六・八を六・四というふうには実は金利の引き下げをやつて、そして少なくとも初年度住宅が順調に建つようという努力をする。

一方においては、けさからも御議論がありましたが、金はなくても、一つの誘導策として国が財政投資することによって民間の活力を引き出して、そしてそこに新たな投資を生んでいく、そういう民活方式による景気対策、内需拡大、総合的にやりながらひとつ様子をみていきたい、こう思つておるところであります。

○新井委員 私は、公共事業で内需拡大というのは、図れないことではないと思ひますけれども、これはあくまでも建設業界とかそういう特定なところで、住宅なんかになると大分またそれが広がると思ひますけれども、内需拡大になつても貿易摩擦の解決策にはなかなかなりにくい。今も新聞、テレビでいろいろ言われておりますのは、アメリカに輸出をしておつた業種が、いろいろの物を輸出をしておるわけですが、円高のために採算が合わないわけですね。とにかくそういう関係で非常に輸出が減つた。

したがういまして、国といたしましても、企業が倒産ということはこれはもう大変である。した

がつてその方々が、別に建設業にかわつたりほかの業種にかゝるといふよりも、何とかその企業をもう一遍持ち直して、そして生産性を上げて、また輸出ができるようにしなければいけないという形に結局はなるわけでございますから、そういう企業が健全な間というのは、もうけも非常に少ないのですけれども貿易摩擦の材料にはなる、こういうわけですね。

今度は別の面を考へて、貿易摩擦をなくするためには、やはり減税をするとか、それに伴つての消費拡大をするとか、いろいろの細かい手は使わなければいけないと思ひますけれども、少なくとも、内需拡大は確かにあるけれども、業種を救うような形にはなつていかないんじゃないか。

ただ、一つ言へますのは、民活を使った場合これはどういふ形になるか、当然これは規制緩和に持つていく以外にはないのではないかと。今建設省でも、あるいはまた東京都でも経済界でもいろいろ研究されておりました、規制をこういふぐあいに變えてもらへばこれだけの需要が出ますということとは、あちこちで具体的な例として言つております。後でまたそれは触れますけれども、そういうわけですから、当然規制緩和ということに對して、何をすればどうなるかということをやはり早急にひとつまとめて考へていただきたい。今一生懸命に検討はしていただいておりますが、そういうぐあいに思ふわけでございます。

今、住宅減税という問題が出ました。これは非常にいいことでございますし、この前総理も大臣も、もう一歩進めて住宅減税をやる、これは予算委員会等でも資料がどんどん出ました。そういうことで、もう一遍円に直して金額を聞いておきたいわけでございますが、アメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、日本は、そういう住宅関係に對する優遇措置といふものは、減免措置といふますか、そういうことをひっくりかえすと、日本の円に直したらどのぐらゐの金額になるか、ちよつと答え願ひたいと思ひます。

○渡辺(尚)政府委員 大変申しわけございません

けれども、手元にあるのがそれぞれの通貨で計算してござりまして、ちよつと円の数字は持つておりません。

○新井委員 どちらにしましても、今回措置をしていただきましたけれども、今まで日本では〇・二というものが〇・三四に上がった。ところが、アメリカでは四・一、それからイギリスでは三・七、フランスでは一・八、西ドイツは三・七、こういう住宅関係の減免の措置というのがされていくわけですね。

今の日本の住宅というのは、御承知のように、非常に狭い、ウサギ小屋だとかいろいろなことを言われておるわけでございますけれども、今までのデータをずっと見ましても、例へて言つと、最低居住水準未満の住宅というものが、借家におきましては全国で二・七、それから公営、公団公社三三・一、民営借家二一・四、給与住宅一三・六、こういうことでまだ大分残つておるわけでございます。それは居住水準もだんだん上へ上へいくのかと言へば、そうじゃなくて横ばいから、少し地価が高騰してるとか、あるいはまた所得との関係とか、そういうようなことで下がる傾向にもあるというふうなこともあります。

これは資料を一言言ひますと時間がかかりますので、一つ「外国人の日本の都市に對する評価」を見てみますと、家の建て込みというのが、よいのと悪いのと分かれておりました、よいのが二・九、悪いのが八・九・六。それからオーブンスペースが、非常によいというのが四・八、だめだといふのが八・一・七。美しさが、よいのが六・九、悪いのが五・〇・五。緑が、よいのが八・〇、悪いのが六・八・二。静かさが、よいのが一・〇・六、悪いのが五・八・五。景観の統一が、よいのが一・八・三、悪いのが五・七・四。ただ活気があるというのが、よいのが五・二・九、悪いのが一・一・六。それから、治安が安定しているというのが九・二・九、悪いのが一・〇です。そういうことで、日本というのは非常に経済的には活気があつて、そし

てみんな法律を守つて、治安もきちつとしておるけれども、社会資本から見るともう本當に住みにくいと思ひますか、よくないという評価というのがずつと出ておるわけでございます。

そういう中で、一つの住宅政策というのをとりましても、公営住宅、それから公団住宅、あるいは持ち家あるいは民間借家、いろいろときめ細かく推進はしてゐるわけでございますけれども、公営住宅の五カ年計画の実績なんかを見てまいりますと、第一期が四十四万戸、第二期が五十九万七千二百戸、それから第三期が四十五万五千戸、第四期が三十二万戸、第五期が二十五万五千戸、これが一つの計画戸数でございますけれども、なかなかその計画戸数まで達成ができないわけですね、公営住宅の場合には。

それは、東京都なんかで、公営住宅でそれだけの家賃で入れようなんというところは、なかなかどこを探したつて土地もないわけでございますけれども、そうかといつて、今までの状況から、何も東京都に住んでゐる方が、そんなにみんなが金持ちであるわけはないわけでございます。やはりお金のない方もお金のある方も、所得のいい方、悪い方、いろいろの方がいらつしやるわけですから、今だんだん借家志向というのがデータのにもふえておるわけでございますが、この五カ年計画の中で、公営住宅をとりましてもほとんどほとんど減つてゐる、これではやはり全体を網羅した住宅政策にならないのではないかと、このように思ひますけれども、住宅局長、この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○渡辺(尚)政府委員 御指摘のように、いわゆる借家系の居住水準というのは非常に低いことは事実でございます。今度の新しい五カ年計画の案、まだ原案の段階でございますけれども、その中で、前よりも借家系の比重を増してあります。それで、いろいろな形で賃貸住宅の建設を促進していかうというのをいろいろ考へております。特に六十一年度の予算案の中には、公営住宅制度を補完しながら地域の新しい賃貸住宅需要に對応す

るために、中間所得階層の比較的所得の低い階層を対象といたしまして地域特別賃貸住宅制度というのを設けようとしておられるところでございます。いづれにしても、いろいろな形で賃貸住宅の建設を促進してまいりたいと考えております。

○新井委員 データに至るところで出ておりますし、建設白書にもよく出ておられるところでございます。そういうわけで、この住宅減税に絡むわけでございますが、どうしても住宅減税の場合は個人の持ち家に限定をされている、そういうことですから、借家を建てる場合もそこまでは拡大して、その方々が、今度は入る人たちに對して恩典が与えられるようにならなければなりませんし、それからもう一つ、やはり今言いましたように、公営住宅もそんなとんと減らすのではなくて、どうしてもふやしていただきたい。今抽選して、公営住宅を申し込んだって、なかなか宝くじ当たらないも当たらないということで大変な要望があるわけでございますので、そういういろいろな要望というものが加味してひとつお願いをした、このように思うわけでございます。

それから住宅減税につきましては、やはり大幅に、建設省の案としましては五年間というのを三年にちぎったり、その一割というの金額がかわつたりいろいろしているわけでございますけれども、やはり住宅局から出された減税案というのは本当に最低限これだけやっていただきたというところを出されたと思うのですが、それも大分手直しがされてしまったというふうなことがあるわけでございます。ひとつ大臣、これはやはり一つの内需拡大というそういう建設行政の面から見ましても、住宅を一つ建てるということは大変な内需拡大にもなるわけでございます。そういうことで、この住宅減税についてはひとつ切った、諸外国の例等も見ましてやっていただきたい、このように思いますが、いかがでございますか。

○江藤国務大臣 予算委員会でも、日本の減税は極めてみみっちい、今回の税制改正で抜本的

に見直したい、こう言っておられるわけですから、私もそれに対応できるような建設省としての体制を整えて臨みたい、そういうふうに思っております。

○新井委員 では国土庁の關係でお伺いをしたいと思いますけれども、東京都部の、また大阪市内における住宅地、商業地の地価が非常に上がっている。特に千代田区、中央区あるいは港区、そういうところの地価が非常に上がっておりますけれども、それらの原因と対策についてどのようにお考えになっておられるか、お伺いしたいと思います。

○末吉政府委員 最近、全般的には地価の上昇率は鈍化、全国的ベースでは非常に安定しておるのには御存じのとおりでございますが、今御質問にありましたように東京などの都心商業地は非常に上がっております。今御質問にありました港、中央、千代田というところは、昨年の七月に調査しましたも対前年度の変動率が四割を超えております。異常な値上がりだと考えております。

これらの原因はいろいろあるかと思ひますが、地価上昇の、地価が上がりました原因につきましては、金融の緩和というのの一つあるかと思ひますが、今までに経験のない要素もあるわけでございます。特に二、三例を挙げますと、オフィスオートメーション化による事務所のスペースが増大したとか、あるいは外資系企業、特に金融関係の企業が都心に事務所用地を求めビル需要などによりまして、事務所用地の需要が増大したということが最大の原因であらうと思っております。そのほか、情報が都心に集中する、そういう影響もある。あるいはまた、自社ビルなどという影に持とうという企業のイメージアップとかいろいろあります。主たる原因は今申し上げたとおりであります。

それで、対策はどうだということをお尋ねでございますが、全国的に見ましても大部分が東京都に属する状況でございますので、私も目下のところ東京都と綿密に打ち合わせをしまして、その善後策、あるいは特に東京都がその気になって対策を

していただくことが重要だと思っておりますので、そういうことで現在鋭意検討を進めておるところでございます。

○新井委員 二〇〇一年に向けて今ずっと、あと十五年進んでおられるわけでございますけれども、大體国際化時代を迎えるという状態になりますと、日本の企業もどんどん海外にも出ます。日本人もどんどん海外に行くようになります。そのかわりまた逆に海外の方々もどんどん日本へ集中する。その集中する場所というのは、やはり東京とか大阪とか特定の地域にビルとかそういうものを借りて、そして事業とかいろいろなことをやられると思うわけでございます。そういうわけで一説によりますと、もうこれから幾ヶ所ビルが幾ら建つても間に合わないぐらい、そういうビルの貸し事務所とかそういうような需要が賄い切れなくなるのではないかというように一つの言われている、こういうふうなことがあるわけでございます。

そういうわけですから、やはりあらゆる、住宅にしましては公園にしましては道路にしましては、一番の基本というのはやはり土地問題にかかわってくる。円高差益じやございませんけれども、土地が一割上がることで、国だけではありません、地方公共団体の投資額だって非常に上がってくる。もしもその土地が一〇％も二〇％も上がるようなことがありまして、これは五カ年計画どころか計画そのものが破綻するでしょう。各地方公共団体が持っております都市計画におきましては、これはもう何にもできない、こういうようなことに、特に千代田、中央それから港というような地域はなっているのではないかと思われるわけでございます。

したがって、どうしても地価問題の解決をしなければいけない。これは一つは価額の問題でございます。それから土地空間の利用の問題でございます。そういうためには今後こういう大都市に對する空間利用と土地利用、そういうものについてはどういうふうに考えなければいけないか。例えて言う、高速道路というものは大体高架で上を

走っているのですけれども、今後は地面の下まで地下鉄並みに通さなければいけないこともあるでしょうし、いろいろなことを考えていかなければいけないということが一つあるわけでございます。

それからもう一つは、二年前に国鉄の品川駅の用地を売却いたしましたけれども、そのときは周辺の土地の値段よりも二・五倍ぐらい高い値段で売れたわけですね。国有地ですから当然安く売られるわけにはいかない、高く売られるわけにはいかない。土地というのは、一回その地域で幾らで売れたという事になりますと、その値段が大体その価額になつてしまふわけでございますから、そういうようないろいろな問題を含みながら、その土地問題というのでも大変なことになる。

あるいはまた、紀尾井町の三・三平米が二千八百万円ですか、これで旧司法研修所跡地が売れたというのですけれども、この地域は十年前までは三・三平米当たり大体百二十万から、百四十万ぐらいで十分に買えた土地でございます。それが国有地とはいえないがこれだけ高く売れている、こういうようなこともあるわけでございます。それがまた一つの基準の値段になっている。特に千代田、港、中央、これだけの都心で年間約九千件の土地取引がございまして、これも、国土利用計画法にかかるといふ土地なんというものはもうない。二千平米以上の土地なんというものはもうない。本当に十坪買えても大変なことですし、二十坪買えても大変なことだということになります。

そういうわけでございますから、これは国土庁といたしましては総合的にひとつ地価対策、大都市対策、そして一つの例を挙げれば二千平米の国土利用計画法の面積をもっと下げまして、本来百坪だつてないぐらいのものですから、ぐっと下げて、三百平米でも多いんじゃないかなと思うのですけれども、そういうところの見解はどのようなお持ちなのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○末吉政府委員 都心の地価対策につきまして、私も東京都といういろいろ打ち合わせている中の最大の問題の一つは、これだけ上がるといふことは供給が少ないのが一つの原因であると思っております。需給のバランスさえ安定すれば、したがって土地の値段も安定するものと確信をしておりますので、とにかく新たな空間を利用するなり、余り利用されていない土地を利用するなり、まず一点はそういうことをお願いしております。

それからもう一点は、今先生御指摘のように、土地には国土利用計画法に届け出制度がございます。網の目が、市街化区域では二平方メートルという御指摘でございます。先生御指摘のように、網の目が粗いのではないかと、もう少しその範囲を小さくするとか、そういう検討をしたらどうかという御指摘でございます。私も、その問題につきましては十分認識を持っておりまして、検討させていただきますが、御存じだと思ひますが、国土利用計画法の建前というのは大規模な取引を規制することによって土地取引全体を、波及効果を考慮してやっという建前でございまして、十坪、二十坪というところまで下げられるかどうかいろいろの点があるかと思ひますが、実情に合ったものは考へて、検討していく課題であると思っております。

私も、現在国土利用計画法の検討を進めておるところでございますが、この点も、東京都の認識もそうでございますし、計画法の検討を依頼しております先生方の御意向もそういうふうにあるかと思っておりますので、この点につきましては現在鋭意前向きに検討しておりますのでござい

す。

○新井委員 それからもう一つは、国有地の払い下げでございますけれども、国鉄の用地なんか品川駅の一部がまた売られるようでございすけれども、前の値段よりも大分高くなっているとかいろいろありますが、これからは土地といふものが何かをするための全部の基本でござい

す。したがって、一遍売ってしまったら、さっきの話じゃないですけれども十年たてばもう買うどころの騒ぎじゃない。したがって、この大都市におきましてはやはり先見性といひますか、今後この東京都がどういう形で伸びて、人口がどうなっていくかということがはっきりしない間に、そういう目先だけにこだわって国有地なんかを払い下げる時代ではない、このように私は考へるわけでございます。

特に信託制度、そしてまた民活を活用するといふことにおきまして、別に何も大蔵省が持っている土地をきちんとした業者に貸し与えて、それできちんとした家賃を取って、逆に言えば資産的にももとへ戻って、そういう計算だつてそれこそ民活の能力みたいなものも活用して計算していけば大分変わったものが出てくるのではないかと、こういうふうに思ふわけでございます。したがって、この国有地の払い下げといふことについては私は反対でございますけれども、国土庁としては一体どのように考へてござい

ますか。

○末吉政府委員 公有地なり国有地の払い下げにつきましては、国土庁といたしましては、地価が非常に上昇しておるような地域ではひとつ遠慮してもらえまいかといふことで、昨年の紀尾井町の場合にもそういうふうな要請をしまつたところでござい

ます。

国有地の払い下げにつきましては、公平性とかあるいは公開という制度が原則でございます。そういう原則は私も当然理解するわけでございしますが、地価の安定あるいは地価に及ぼす影響といふのも非常に重要な要素だと思っております。したがって、公平、公正のほかに、地価の安定といふことも要素に入れていただきたい、私もは事あるごとにそう主張させていただいております。

そういう意味からいたしまして、先生御指摘の信託とかあるいは等価交換のように、土地を余り売らなくて、実質保有したままで利用できる形態

といふことが現在いろいろ進められておりますし、検討されております。非常にいい傾向だと思っておりますので、その方向がもっと進みますよう私も私も私も努力してまいりたいと思っておりますのでござい

ます。

○新井委員 今そういう都心の地価が非常に上がっているのは、一面、実需を見込んだ投機的な値上がりが大分あるみたいでござい

ます。そういうわけで、全く民間活力でやっているというのではなくて、まさにマネーゲーム的なところがある。こういうような現状で、それが結果的には、五カ年計画とかそういう一つの都市計画とかいふもののが地価の高騰で全部破壊されてしまふ。大都市圏はこういうようなことにならうとしているわけでござい

ます。したがって、国土庁長官もひとつよく監督していただきまして、そして実効ある手を打っていただきたい、このように思ふわけでござい

ます。

それから最後にもう一つ。土地取引の場合に、長期譲渡の場合でも二六〇税金がかかるわけでござい

ますけれども、土地が足らなくてそれを放出させようというときには、課税をきつとして放出させる方法と、優遇して出させる方法と、この二通りがあるかと思ひ

ます。私は、一遍税金でも、二六〇ありませんよ、売っただけの値段でど

うぞというふうなもの、ある一定期間設けると、そのときには土地がどんと出てくるんじゃないか、そして安く買えた土地は、家を建てるにしてもビルを建てるにしても何を

にしても、それは今度は利用する方々に還元をされるというふうなことになるんじゃないか、こんなことを考へるわけ

でございますけれども、国土庁長官の所見を承りまして、私の質問を終わりたいと思ひ

ます。

○山崎国務大臣 非常に理にかなった御意見をいろいろ賜りまして、特に地価の高騰、高騰に對して、国土庁の務めを十分果たしてまいりたいと思ひ

ます。単独で考へるのではなくて、地方団体等と十分に調整を行い、そして暴騰を避け、でき

るなら、先ほどお話に出ました、簡単に申し上げますと、土地の信託その他の方向で、貸し借りでこの問題を処理していきたい、このように考へて

おります。

○新井委員 終わります。

○平沼委員長代理 瀬崎義君。

〔平沼委員長代理退席、委員長着席〕

○瀬崎委員 きょうは高速道路にかかわる問題をお聞きするのですが、まず最初に、二月十日の予算委員会では江藤建設大臣がこういう答弁をされて

いるのです。「第九次道路整備五カ年計画の中で、七千六百キロプラスアルファ一萬キロ構想にする、いわゆる二千四百キロなるものが出てくるわけ

でございます」昭和六十一年度中にはこれらの調査を全部終わりますして、第九次五カ年計画が終わりまして昭和六十二年には高規格幹線自動車道路の指定ができるように万般の準備をいたしたい。」この問題については、この前の建設委員会でもちよつと質問したのですが、残念ながら大臣御自身がいらつしやらなかったのです。私も一言触れた程度に終わっているのです。改めてちよつとお聞きしたいのですが、「高規格幹線自動車道路の指定」とおっしゃるのですが、こういう定義の道路指定は、一体、国土開発幹線自動車道建設法に基づく指定という意味なのか、あるいは高速自動車国道法による指定という意味でおっしゃったのか、どういふ法律、制度の根拠を念頭に置いておっしゃったのか、このことをお尋ねしたいのです。

○萩原政府委員 高規格幹線道路網と私もが総称しております道路網は、まだその整備手法その他につきましてはこれから検討するといふものでござい

ます。したがって、今、瀬崎先生おっしゃいましたように国土開発幹線自動車道の中に入れるのか、あるいは高速自動車国道の中に入れるのか、あるいはさらに別途の自動車専用道路として整備するのか、そこら辺を込めて、整備手法を込めて現在鋭意検討を進めておるところでござい

ます。したがって、大臣が指定とおっしゃ

いましたのはそういう法的な指定という意味ではなくて、高規格幹線道路網というものを一つ決めていきたい、こういうふうな御発言をいただいたというふうな理解しております。

○瀬崎委員 それは局長が勝手な解釈をされているのではないかと、大臣の御発言というのは私は議事録から忠実に引用しているのです。これは明らかに高規格幹線自動車道路の指定ができるようにとおっしゃっているのですから、普通ですとまず高規格幹線自動車道路という定義がきちっとあって、それに基づく指定、こういうことになるのではないかと、そういうのです。ですから、現在そういうきつとした法的な定義は念頭に置いていないとすれば、大臣は一体どういう構想を念頭に置いて指定という言葉をお使いになったのか伺っておきたいのです。

○江藤国務大臣 今の高速自動車道路が昭和四十二年に七千六百キロ指定を受けてまして、そして今整備が実は進んでおることは御案内のとおりです。ようやく利用開始になったものが三千七百キロ余になつてくる。あとは大体整備路線その他計画路線に格上げしてきまして、大体二十一世紀までには全部完成をさせる、こういうことで今鋭意進めておるわけでありまして。

それにつきましても、第九次道路整備五カ年計画の中でやはり一万キロ構想にするようにしようというところが前から言われておりまして、その残り二千四百キロになりますか、希望はいろいろたくさん出てきておりまして一万キロ近くのものも、今行われておる七千六百キロに値するようないわゆる高速自動車道路網の整備をさらに第二次として指定をして、そして一万キロ構想に持つていきたい、私はそう考えておるのです。

しかし、実際問題としてこれほど高速自動車道路、幹線自動車道路というものの要望が強くなつてきますと、残り二千四百キロではとても足りまいなという感じもいたしまして、したがっていまし整備手法その他について今鋭意検討中でありま

すと言つて道路局長が答へいたしたわけでありませんが、そういうことを含めてあとの程度指定するか、それから指定の時期は、私は六十二年度の遅くならない時期が一番いいのではないかと、次の十年、また第十次の計画が出てきますから、それにスムーズに引き継げるようにやたらどうだらうか、こういうふうな考えておるところです。

○瀬崎委員 そうしますと大臣の念頭にあるのは、現在一応法律の制度となつてはいる国土開発幹線自動車道路あるいは高速国道、二千四百キロについてこういうタイプの指定、そういうお考えと受け取つておいてよいでしょうか。

○江藤国務大臣 原則としてはそう御理解いただいておつて結構だと思つてます。しかし、今要望のあるもの、将来採算面にならぬ負担がかかるなというふうなものも出てきます。したがつて、財投資金だけでやつていくものかどうか、こういうこともあるわけですから、これはやはり地方自治団体その他と協議を進めながら、もう少し緩やかな高規格幹線自動車道路というような名称のもとにプラスアルファで指定することもあり得るのじゃないか、こう考えておるところです。

○瀬崎委員 次に、話題を変えておつて今度は極めて具体的な話で伺つていきたいと思つておるのです。

名神高速道路の滋賀県多賀サービスマニアの下り線の方にレストイン多賀それから多賀レストランという名前の宿泊休憩施設、食堂、売店が現在オープンされているわけです。これを経営しているのは名古屋レストサービスマニア株式会社なんですか。これは今日しばしば問題になつてくる公益法人の道路施設協会の五五出資によつてつくられている会社なんですか。大体従業員が社員四十一名、準社員二十四名、パート、アルバイト二十数名、総勢九十名ほどなんです。が年中無休、二十四時間営業、賃金や労働条件が極めて悪いわけなんです。

そこで労働者の有志が集まつて、労働条件の改善を求めて労働組合をつくらうとしたところ、会社側から呼び出しや、もしやめられないなら解雇する、こういうふうなやどしやかけられたり一部には暴力的な事件まで起こつてきているのです。この一月二十三日から二十五日にかけて組合づくりの中心になつていた中溝さんら数人に対して次々と支配人が呼び出しをかけたので、組合をつくらうとしていたのが、組合づくりの会合のためにとどこそこへ行つたのだらう、しつこく聞きただしているわけなんです。森野さんという御婦人などは一月二十五日の日一日で三回も呼び出しを受けてしつこく詰められていた。労働省見えておると思ひますが、労働者が労働組合を結成しようとするのとに対して会社がこうした介入をすることはいか

○廣見説明員 お答え申し上げます。

一般的に申し上げますと労働者が労働組合を結成する、あるいは労働組合員であるということをして理由にいたしまして不利益な取り扱いをするといったようなことは、不当労働行為といふことで法律で禁止されておるところでございます。

○瀬崎委員 実は非常に手が込んでおつて、これは今申し上げました名古屋レストサービスマニア支店の総括支配人の酒井という人が、これも組合づくりの中心になつておる一人、鴨川さんという人に対して一種のこういう文書を出したわけなんです。

これは「昭和六十一年度年初に於ける準職員雇用継続について」「過般問合せのあつた首記については、次の通り営業展開することとしたい」と。この中には、準職員の一部にあつては、正職員に登用することも考慮するとかいろいろ書いて、参考までに現在ホール所属の準職員の十一名の名前が書いてあるわけなんです。これに対して引きかえに念書を書けと、ここにまた念書の原文もちゃんとあるわけです。これによれば、「準職員雇用継続に関する書面受領いたしました、貴職に迷惑を掛けたい事を誓います。尚書面受領に際

しては、諸般の状況を充分に理解し鋭意努力します。但し、万やむを得ず、状況変化の場合には継続雇用書面の一部に於いて変化することも諒承いたします。」これは非常に抽象的なものだけれども、この念書の附属文書としてこういうことがつけられておるわけなんです。この鴨川氏ほか四名を正社員に四月一日付で発令する。二、婦人の友本さんら準社員六名は雇用を継続してやる。三、しかし、労働組合からは脱退せよ。四、六カ月の鎮静期間を設け、その間に企業内組合をつくることを了解する。五、番目、企業内組合をつくること、従業員相互により役員を決めること。六、番目、鴨川氏に対しては委員長や書記長など労働組合三役にはならないこと。こういうふうなことが明記されておるわけですね。一種の誓約書です。これに名前を書いて判を押せ、こう迫つておるわけなんです。さて、こういう行為は今日許されているのでしょうか。

○廣見説明員 今先生お尋ねの具体的な問題でございまして、私たち労働省の立場といたしましては、当然のことながら先ほど申し上げましたように不当労働行為といふものは法律によつて禁止されておる、したがって、これが発生しないよう一般的に啓蒙あるいは指導活動をやつていくというところで取り組んでおるわけでございますが、個別具体的なケースになつてまいりますと、その解決は労働委員会というものを設け、そこで処理するといふことを原則としておる、こういう仕組みをとつておるわけでございます。

したがって、個別事案になつてまいりますと、それが不当労働行為に当たるのか否か、それが法律によつて禁止されているものであるかどうか、こういうことは労働委員会等で御判断いただき、こういうことになつてまいるわけでございます。この不当労働行為の問題等はすぐれて事実認定の微妙さにもかかわつてくる問題でもございまして、一般的には具体的な個別事件につきましてもそれがどういふふうな評価されるべきかといふことは私どもとしては判断するのは難しいといふ

うに考え、そのような立場におけるわけでございます。

○瀬崎委員 そういう手続面のことは重々承知の上で我々も言っておるわけですね。問題は、このように例えば労働組合の指導的な役割につかないあるいは企業内労働組合に切りかえる、そういう約束をすれば正社員にしてやろうとか、あるいはまたこれに同意する者は雇用を継続してやろう、こういうことをやるのはどういふことになるか、これを聞いてみるわけなんです。

○廣見説明員 先ほども一般的にお答え申し上げましたように、労働組合法七条では不当労働行為を規定いたしております。例えば今先生のお尋ねの件でございますが、七条の一号で、「労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて、その労働者を解雇し、その他これに対して不利益な取扱をする」といったようなことは使用者はしてはならない、こういうふうな書いておるわけでございます。この条項に該当するかどうかという問題になるのはなからうかと存じます。

○瀬崎委員 これは明確にこういうふうな文書まで出しているわけで、これは疑う余地のない不当労働行為になっているわけですね。しかもある場合、この人に対してしつこく組合活動をやめろ、結局やめなさいということをして解雇した事例まで出ている。

その上、賃金や労働条件は極めて劣悪なんですね。食堂で働くウェーター並びにウェイトレスなんです。男子の時間給でさえ七百円あるいはそれをちょっと超える程度で、決していいとは言えないのですが、全く同じ仕事を同じ時間やっているが、女子の場合は五百円ないし五百二十円に抑えられているわけですね。さて、その業務は全く同一だ、しかもその時間給にこういう大きな差がある、こういう点については労働基準法から見るとどういふことになりますかね。

○菊地説明員 労働基準法第四条では、御案内か

もしれませんが、同一価値労働同一賃金、男女についてうたっております。したがって、御指摘のようなことが事実であれば、労働基準法上問題になるかと思いますが、私、事実をまだ掌握しておりませんので、所轄の監督署をして調べてみたいというふうに考えます。

○瀬崎委員 ぜひきちっと調べていただきたいと思うのです。

それからさらに同種のことでは、これは正社員、準社員それからパート、こう分かれているのです。この準社員に退職金制度がないのです。準社員といつても、名前も示すとおり、決して一時的、臨時的な業務ではなくて、食堂、売店、宿泊施設のような恒常的業務についているわけなんです。契約期間は一年になっているけれども、これは順次更新をしているわけなんです。こういうふうな一年間の雇用契約であっても更新している場合、当然これは期間を定めない雇用関係になるのではないかと。したがって、当然退職金制度の適用もあつてしかるべきだと思つていますが、いかがでしょう。

○菊地説明員 退職金制度につきましては、基準法上特段の規定はございませんで、設けるか否か、どういふ内容の制度にするか、適用対象をどういふ範囲にするかということは自主的に決められることになっております。

御質問の件は、期間を定めて雇用される労働者が更新されて実質上継続雇用になっておるといふことでございますが、果たして何回継続されているのか、更新の手続がどうなっているのか、諸般の事情を見てみないと何とも答えられないと思いますが、冒頭申し上げたように、退職金制度そのものは任意に定められる制度になっているところでございます。

○瀬崎委員 私が言っているのではなくて、正社員にはちゃんと退職金制度があるわけなんです。準社員といふ名前だけでも、正社員と全く同じような雇用状態にある。こういう場合に差別してその退職金制度を適用しない、こういうこと

はどうなのか、こう聞いているわけですね。

○菊地説明員 一般に退職金制度を見ますと、期間の定めのないいわば定年までずっと雇用されるのが前提の職員に対して適用されるのが一般でございます。したがって、ある時期をもって期間が満了するような雇用形態の場合には外しておるといふのが通例でございます。

したがって、先ほども申しましたように、おっしゃるケースが期間を定めて雇用される方に当たるといふか、それから継続更新されているといつても果たして何回ぐらゐ継続されているのかといふことによつて議論は分かれてくるかと思つております。いずれにしても、退職金制度をどのように組み立てるかはその自主的なものであるということをお願いいたします。

○瀬崎委員 これもよく実態を見ていただければ、大体普通なら正規の社員とパートとこの二段階に分かれます。ここは三つに分かれるわけなんです。しかも社員と準社員とは実態上ほとんど変わらない。ただ、ついでに名称が違つてばかりに、いろいろなさういふ労働者にとつて多少とプラスになるような制度の適用が違つておる。こういう面、非常に大きな差別扱いになっておるのです。実態をよく調べていただきたいと思つておるのです。

同時に、ここで働いている労働者に対して非常に賃金が低い、労働条件が悪いというだけではなくて、今度は高速道路を利用しているドライバーに対して一体十分なサービスになつていないのかどうか。この多賀サービスエリア下り線はトラックの運転手、特に長距離トラックの運転手などのための宿泊施設を営業しているわけですね。

これはちょっと古い話になるのですが、昭和四十九年の道路公団法の改正のときに私も質問しているのです。当時は、トラックターミナル等をつくる場合に公団が出資できるようにしようといふことだったんだが、そういうことだけではなくて、こういうドライバーの休息施設、福利施設も重視しなければ安全のために十分と言えないの

じゃないかということに対して、当時の菊池道路局長が、これは交通運輸関係の労働組合のことなんです。その組合のほうで言っております。休憩施設というのは、何時間か仮眠する。「仮眠施設、これもできるだけ無料のようなものをやってみよう」といふようなことを言つておりました。そういう「仮眠施設の一例として、これは有料にたふんと思うけれども」考へているというお話をしているわけだ。

さらに当時の亀岡建設大臣は、「厚生施設の不備のために疲労を増して事故につながるというふうなことを未然に防ぐことを専門的に道路公団事務当局に検討を命じて、いま盛んに具体的に施策を考へていたしておる段階でございます。こういう答弁をしているのです。この多賀サービスエリアにつくられてはいる宿泊施設などは、やはりこういう国会答弁に基づいてつくられたものではないかと思つておるのですが、いかがなものですか。

○加瀬参考人 おっしゃるとおりでございます。

○瀬崎委員 ところが、この宿泊料金はシングルの場合で二千九百円なんです。まさに国会でも当時答弁されているように、何時間か仮眠する施設なんです。それで二千九百円。これは、都会のビジネスホテルに我々が五時か六時にチェックインして翌日十時にチェックアウトしても安いところなら四千円ぐらいで泊まれる時代に、果たして長距離トラックの運転手が一時仮眠するのに二千九百円、こういう料金が果たしてかつて言われておつたそういう厚生施設的な料金として妥当なのか。いかがなものでしょう。

○加瀬参考人 御指摘の二千九百円は、これは八時間以上の御利用についての料金でございます。仮眠の場合には二時間以内千五百円、さらに一時間割増しごとに二百円、こういう料金を設定しております。それから、この料金の設定に当たりましては、当然でございますが、類似の宿泊施設の宿泊料金を参考にさせていただいておるわけでございます。

その参考にさせていただいておられます。うちで、例えば近隣の浜松あるいは名古屋のトラックス・レーン、これは恐らく企業関係の方がおやりになっている休憩施設かと思いますが、そういうところの料金がやはり三千円程度お取りになっているようで、そういう近隣のバランスも考えざるを得なくて、料金を設定しているわけでございますが、これは私どももいたしましては、俗っぽく申しますと持ち出しの事業で、そういう交通安全のためにいささかでも貢献したいという感じでやっております事業でございます。

○瀬崎委員 これは後ですとお話ししますけれども、そもそこの施設を提供している道路施設協会が、これはついついばいの経営をしているのなれど知らず、随分ゆとりのある経営をしているわけですね。だから、こういう施設の位置づけいかんによってはもっと下げられるし、そうしないと、その利用も必ずしも十分ではないのですね、私どももいろいろ調べてみましたけれども、これはサウナつきのふるもあるわけですね。これは五百円なんです。こちらは非常に利用度が高いんです。あと、運転手は結局寝る場合は、この仮眠施設に泊まらないで車の中に寝ているわけですね。せいかくつくった用をなしていない、こういうことが言えるのではないかと思っています。

だから、現在のこういう料金妥当という考え方自身が、本当に交通安全を願っているのは長距離運転手の労働条件等を考えてつくっているのかなと疑問を持たざるを得ないわけなんです。

特に道路公園の道路サービス施設は、道路施設協会がまさに独占占有権を握っているわけでしょう。ほかのものは入れないわけですね。その理由といえますか趣旨として、建設省の通達によれば、「道路サービス施設の道路占用については、」「高速自動車国道及び自動車専用道路における通行者の利便と交通安全に資する」ためだとして、「道路サービス施設の占用主体は道路管理者に代わり得る公共的な団体に限るもの」とする。ここで言う道路管理者とはまさに日本道路公園を

言うわけでしょう。つまり、例えば実際の業務は道路施設協会の下請の性格の強い名古屋レストサービスによって行われているとしても、その会社には道路管理者、すなわち道路公園にかかわる役目、これが求められているのではないかと思うのです。いかがでしょうか。

○加瀬参考人 お答え申し上げます。道路サービス施設の建設というもののつきまちは、これはやはり公物の上に物を設けるわけでございます。そうやたらにだれにでも許可するわけにはいかないと、事務柄から、公益法人というものに限定して占用を認めるという御指導が建設省からされているところでございます。

ただ、その運営に当たりますと、やはり民間のノウハウを生かした、いわば競争原理に基づいたサービスが行われることが望ましいわけでございます。まして、営業自体は民間に委託したりあるいはテナントとして民間の方にやっていただいたりという形をとっているわけでございます。

このレストイン多賀の場合には、名古屋レストサービス株式会社に協会から委託をしているわけでございますが、そういう観点から申し上げますと、やはりある程度協会は道路管理者と同じような立場であらねばならないというふうに理解しておりますが、その委託先につきましては、それをさらに民間の利点を生かした運営が行われることが望ましいのではないかと考えております。

○瀬崎委員 道路施設協会が物をつくったからといって、それで利用ができるわけじゃないんですよ。それを運営する、そのことによって実際のサービスになっていくわけでしょう。

先ほど通達を読みましたように、こういう道路の占用については、高速国道における通行者の利便と交通安全に資するためにやるんだ、そのためにこの占用主体を厳重に厳選して、その事業主体には道路管理者、つまり公団にかわり得る役目だけを、こう言っているわけですから、物だけではなくて、その物の運用も含めて、通行者の利便と交通安全に資しているかどうか、ここ

がポイントだと思っております。だから、何もそういう会社に業務を下請させてはいかぬと私は言っているのじゃない。運営の面を一部、名古屋レストサービスがやるのなら、これはやはりそういう公団の役目を自覚してやるべきだ、こういうことではないかと聞いているのです。いかがですか。

○加瀬参考人 利用者の交通安全あるいは利便ということを念頭に置きながら事業を運営していかなければならない、当然のことだと思っております。

○瀬崎委員 そういうことを十分念頭に置いて、次に、ではこのレストサービスなんですけれども、五十九年一月十一日設立で資本金五千万円ですが、冒頭言いましたようにそのうちの五五％、二千七百五十万円は財団法人、公益法人の道路施設協会が出資をしているわけですね。過半数の株を握っているわけですね。したがって、私、下請という言葉を使いましたが、レストサービスは道路施設協会の小会社と言ってもいいのじゃないかと思っております。この道路施設協会の方は昭和四十年五月の設立ですね。それで、一応公益法人として道路利用者に無料の道案内やお茶のサービス、道路地図の配付、公衆便所の清掃などをやっているわけですね。

しかし同時に、道路公園から独占的に道路の占有権を得て、レストラン、売店、ガソリンスタンドなどを設置して、みずから営業を行っている場合もありますし、多賀のように別途出資した小会社あるいは純粹の民間の会社に営業をやらしている。こういう営業からは営業料というのですか賃貸料というのですか、こういうものを取って収益事業もやっているわけですね。

そこで、この施設協会の収支状況なんですけれども、五十九年度の収支決算書を出してもらいました。ところがこれを見ますと、粗っぽく言って、収入の部、営業料収入を主体とする経常収入が二百三十六億九千九百万円、それから直営事業収入が八十五億九千八百百万円。収入の合計が三百二十二億九千七百万円。一方、支出の部を見ます

と、経常支出が二百二十四億八千万円、直営事業支出が七十九億八千七百万円、それから建設費自己資金等が十八億二千九百万円。支出の合計が三百二十二億九千七百万円となっており、完全に収支のバランスがとれており損益なし、こういう収支決算書が出てきているわけですね。しかし、その中の支出の部にある建設費自己資金等という十八億二千九百万円というのは、本来これは新たな施設建設費に投入された分を意味するのですが、もし通常の企業会計で見れば利益に相当することになるのじゃないですか。

○加瀬参考人 利益金の中の、利益金の使い方の一部かと思っております。

○瀬崎委員 これは総務庁の行政監察局の方から見ていると思えますからそちらに伺いたいのですが、境界の収支決算は公益法人会計基準に従ってやられているために、経常支出の中には借入金等償還費、つまりその年度の借入金の元金並びに利息の償還分全額が計上されているのです。しかも今説明があったように、利益の一部が建設投資という形でこれも支出の方に上がつてきているわけですね。だから、今の施設協会の収益事業の実態が非常にわかりにくいのです。

それで現在、公益法人指導監督連絡会議があった、昨年九月十七日に定めた公益法人会計基準では、「公益法人が行う事業のうち、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用することがより合理的な事業については、これを適用しない。」つまり公益法人会計基準は適用しない、こう書いてますね。そういうことからいいますと、全く営利事業に近いこの道路施設協会の収益事業、これはむしろ企業会計を適用するのが妥当ではないかと私は思っているのですが、いかがですか。

○大橋説明員 お答えいたします。私どもの総務庁では、昨年九月に公益法人の行政監察に基づきまして勧告を行ったわけでございますが、今先生御指摘の公益法人の会計基準の適正化という問題については、今回は特段の指摘をしていないところでございます。昨年九月の公益

法人行政監察というのは、いわば第二次の行政監察結果でございまして、それに先立ちます昭和四十六年の行政監察では、公益法人についても公益法人についてのいろいろの問題があるわけでございまして、公益法人の会計基準の整備をするよう勸告いたしましたして、総理府本府を中心といたしまして新たな公益法人会計基準ができたわけでございまして。

そういう経緯を踏まえておりますが、私どもの今回の勧告の中では、公益法人関係の会計基準について特段の指摘をいたしておりませんが、今先生御指摘のような公正妥当な基準である場合を除いて、できる限りすべての公益法人に新たにつくりました会計基準を適用するのが望ましいというのが総理府本府の考えだというふうに聞いておるところでございます。

○瀬崎委員 いや、私が聞いているのはそうじゃなくて、営利事業の分野、収益事業の分野が非常に拡大しているわけですね。しかもその内容が、いわゆる一般の営利企業に極めて近くなってきている。こういう状況の場合に公益法人会計基準を適用するのがいいのか、それともいわゆる企業会計の原則での会計処理を行うのがいいのかということになるれば、企業会計の方を適用するということになっていくのではないか、こう聞いておるわけなんです。

○大橋説明員 私の直接の所管でございませんので、答弁があるいは間違っておるかと思いますが、その場合には恐縮でございますが、基本的には、この公益法人会計基準というのは全公益法人に適用するのが望ましいという立場なんだと思います。

その場合に、主務省庁自体の判断によつてこういう性格の公益法人については民間の企業会計基準を適用した方がよいとか、あるいは場合によつては収支会計でやる方がよいというふうに判断、それぞれ個々の実情に應じた形で処理が一番適切な方法だというのがこの公益法人会計基準の基本的考え方ではないかと思つております。

○瀬崎委員 つまり、ここで想定しているいわゆる公益法人と道路施設協会という公益法人とは随分かけ離れてきているということが今の話でわかっているわけなんです。つまり、道路施設協会というのとは公益法人の性格はだんだん薄れていって、営利会社的な性格が非常に大きくなってきて

いるわけなんです。にもかかわらず、公益法人会計で収支決算書を出してくるから、本当に何ほもうかっておるのやら、ちょっと見ただけではわからなくなっている。今申し上げましたように支出の中にはその年度の借入金、償還額を全部ぶち込んでいるわけです。普通なら、そのつくった固定資産の減価償却費だけが支出に出てくるはずなのに、それよりもはるかに大きい借入金の返済を全部ぶち込むわけです。それから、新たな建設に使った投資的経費もまたこれ支出にぶち込んでしまいうわけです。後でまとめて申し上げますが、こういう点では、主務官庁である建設省として一体どういう会計基準を適用すべきかは、やはりここまで来ると考えるべきだと思うんですよ。

そこで、私どもでは別途の方法で純粋にどれだけ利益を上げているのかなということをちょっと検討してみたんです。それは貸借対照表の方から割り出しを考えました。私の方で数字を申し上げますから、大きな間違いがないかどうかだけ確認したいと思います。

五十六年度末、流動資産は百七億六千八百万円、固定資産が二百六十八億八千万円、繰り延べ資産が五十六億九百万円、したがって資産の部は、四百三十二億五千八百万円。負債の部は、流動負債が十五億四千三百万円、固定負債が百四十七億四千四百万円、引当金が三十七億九千五百万円、したがって負債の合計は二百億八千三百万円。したがって、その差額二百三十一億七千五百万円が正味資産ということになるんですね。このうち基本財産はわずかに五億円なんです。したがってこれを除いた二百二十六億七千五百万円が運用資産、つまりこれは実質上累積利益剰余金、こういう性格になってくるのではないかと思います。

いかがですか。

○加瀬参考人 財産目録の数字はおっしゃるとおりでございますが、この二百二十六億円というのは、現金として剰余金が残っているわけではなくて、いろいろ施設に化体しているというふうに御理解いただきたいと思います。

○瀬崎委員　わかり切っていますよ。だから、通常の企業会計という考え方をすれば、まさにこの二百三十一億七千五百万円が資本金及び剰余金、こういう科目に出てくるんじゃないですか。そのうちの資本金相当たるものはこの基本財産五億円だから、それを除いた二百二十六億七千五百万円というのは事実上剰余利益金の積み立てだ、そういうことになるんじゃないか、こう聞いているんですよ。

○加瀬参考人 これは財団法人でございまして、基本財産五億円という、これは一つの基本財産の積み立て方に寄附行為上の制約等ございますので、通常の企業であればあるいは資本金になる部分が増えたと大きくなっているのではないかと思います。

○瀬崎委員　それはまあ評価の仕方によりますけれども、要は、資本金と利益剰余金を足したものとという見方をすれば二百三十一億七千五百万円、そこからいわゆる基本財産を引いて、つまり年々の事業でもうけたものの累積額ということで見るならば五億を引いた二百二十六億七千五百万円、こういうことにならざるを得ぬと思うんですね。こんなことを言つては失礼だけれども、これは一遍、加瀬理事もちょっとよく研究をしていただきたいのです。

そこで、五十八年度、もう一年前の末の正味財産を見ました。つまりその時点での累積利益剰余金は幾らか。百九十七億五千七百万円なんです。この一年間基本財産はふえておりません。同額です。そうなりますと、五十九年度一年間の営業でいわゆる累積利益剰余金は三十四億一千八百万円ふえたことになるんですね。もしこれを企業会計流に言うならば、まさに当期利益金に相当す

るものではないかと思うのですが、いかがですか。

○加瀬参考人 そのとおりでございます。

○瀬崎委員 結局、企業会計方式がとられていないために、こういう回りくどい計算をしてこない
と利益が出てこないのです。そのほかにも利益があるんですよ。経常支出と称している中の事業運営費の中には公益事業分への支出、つまり寄附で
すね、これが入っておるわけなんです。たしか八
十一億四千二百万円だと思いますが……。

○加瀬参考人　その八十一億何がしの数字は、公益的な事業全体を含んだ数字でございますが、何といえますか、いわゆる利益金の中から公益法人に認められている公益事業については別の数字がございまして、八十一億全体が利益金ということではないと思います。

○瀬崎委員 それでは、利益金の部分は八十一億中幾らですか、はっきりしてもらえばいいのです。

○加瀬参考人 御指摘の年度につきましては、先ほどの三十四億という数字が利益金でございます。

○瀬崎委員 いや、三十四億というのは、つまり今の八十一億を含んだ、いわゆる経常支出と見込んでの話ですよ。だから、もし八十一億を公益事業の方に回さなければどうなるか、こういうことになるわけなんです。もっと利益がふえるということになりませんか。

○加瀬参考人　くだいようでございますが、そうはなりません。

○瀬崎委員　これは率直に言つて、収支計算書が先ほど言つたように公益法人会計基準で行われているから我々としても大変見づらいのです。我々も研究していただきますけれども、少なくとも三十四億

一千八百萬円の当期利益になっていることは間違いないですね。我々は、さらにプラスアルファがあるんじゃないかと思って今のような質問をしたのですが、これはまたいづれ検討事項としても、少なくとも三十四億の利益は上がっている。やは

一千八百萬円の当期利益になっていることは間違いないですね。我々は、さらにプラスアルファがあるんじゃないかと思って今のような質問をしたのですが、これはまたいづれ検討事項としても、少なくとも三十四億の利益は上がっている。やは

り相当な高収益会社なですね。このこと自身はお認めになりますね。

○加瀬参考人 現在の時点で高収益を上げていることは事実でございます。

○瀬崎委員 ではなぜこの施設協会がこんな高収益を上げ得るのか、こういうことになるのですよ。これは結局、日本道路公団の道路サービス施設は道路施設協会以外占有権がない、占有させてもらえない。言葉は悪いけれども、この独占的利権が施設協会に与えられている、ここからくるのではないかと思うのです。

たしか占有面積は全体で三十二万平米、占有料の総額は五十九年度七億一千万円だと思っておりますが、どうですか。

○加瀬参考人 占有料の額は七億一千三百万円でございませう。

○瀬崎委員 そうしますと、一坪当たり直しますと占有料は一カ月わずか六百十円ということになってきますね。

○加瀬参考人 占有料につきましては、政令で近傍地の地価の〇・四％が年額というふうな決められております。

○瀬崎委員 〇・四％ですか。四％じゃないのですか。

○加瀬参考人 失礼いたしました。〇・四を乗じた数字でございます。

○瀬崎委員 だから、パーセンテージで言えば四％になるわけですね。ですから、逆算しますと、施設協会が借りている土地、土地と言っても更地じゃないですね、ちゃんとサービスエリア化されている土地でなければ、四％ということになると、その土地の地価は一万五千円ということになりますね。

○加瀬参考人 ちょっと私、頭が悪くてすぐ計算できないのですが、そのようになるかと思っております。

○瀬崎委員 結局、こういうふうになくなっていく理由はどこにあるか。今おっしゃった、近傍類地の土地の値段の四％でしょう。この近傍類地と

いうのは何も道路公団の持っている土地だけを意味するのじゃなくて、高速道路の敷地以外のその辺の山林原野等も含めての近傍類地という意味じゃないのですか。

○加瀬参考人 私どもの占有料の算定の考え方といたしましては、近傍の同じような交通量があるところのドライブイン等の土地の値段、そういうものを参考にして不動産鑑定士に鑑定してもらって、その価格の〇・四倍ということをやっております。

○瀬崎委員 実は国鉄などの場合をちょっと調べてみたのですが、国鉄用地をサービス施設に使う場合の、いわゆるここで言う占有料に当たるもの、これは土地の価格の七％プラス管理費プラス売り上げ歩合料金、この三つの合計額の二分の一にさらに公租公課をプラスしたものです。ですから公団の場合に比べると相当高いのです。土地代の七％プラス管理費プラス売り上げ歩合料金、この三つの合計の二分の一にさらにプラスすることと公租公課、こうなっております。その他営団地下鉄の場合などはもっと高いのですが、これは大都市ということもありますから比較の対象にならないとおっしゃるかもしれませんが、さういふ点、私たちはもっと上げるとかどうとかいうのじゃないのですよ。せつかくこういう安い値段で高速道路の敷地を道路施設協会に貸しているにもかかわらず、協会は高収益を上げているかもしれないけれども、しかし利用者には料金が安い、そこで働いている労働者の労働条件は悪い、ここに問題がある、こう言いたいわけですね。

そこで委員長、資料をちょっと配っていただきたいのですが、よろしく願います。この資料は、要は日本道路公団、道路施設協会、名古屋レストサービス、この間の天下りを表にしたものなんです。上の表は公団、協会、レストサービスごとの役員を一覧表にして、それぞれ役員の前役職が何であったかというものを表示し、もう一枚の方は今度は役員個人別に、言葉は悪いけれどもどういうふうに渡り鳥で天下っていったか、こうい

うことを図示しました。つまり太線部分が渡り鳥なんです。これをごらんいただいたら多く説明を要しないと私は思います。

道路公団についてはこれはもう一般的によく知られておりますから略しますが、道路施設協会理事長一人、副理事長一人、常務理事一人、常勤理事九人、非常勤理事二人、監事二人、計十六人です。結局十六人中十五人までが政府並びに道路公団からの天下りなんです。こうなってきたと、例えば理事長の前田さん、この方は昭和四十五年から五十二年まで道路公団総裁をされておった。公団総裁を退職されたときの退職金は概略四千五百万円くらいじゃないかと我々は計算するのですが、そして五十四年六月から協会理事長でしよう。我々は別に追い出す気は毛頭ありませんが、今度の任期満了まで勤められたとしますと在職期間八年となるのです。

協会の役員給与と退職金はどうなっておりますかというのを聞いたけれども、公団を参考にしてください。公団を上回らない程度に決めているという回答が来ただけで詳細は知られていない。大体公団並みとしますと八年間で三千万円前後、あるいはもっと上ですか、こういう退職金となるのじゃないかと思うのです。こういう極端な天下り、こういうことが、一つはせつかく本当にたまたまな値段で道路公団の敷地を協会に貸しているにもかかわらず、これが利用者や働く人たちに潤われない、せつかくの高収益があらたになつて、こういうことではないかと思うのですが、いかがですか。

○加瀬参考人 現在は高収益を上げておるわけでございますが、将来、非常に交通量の少ない過疎の地域に高速道路の整備事業を展開していかないければいけないわけでございます。高速道路を管理運営している以上、やはり必要な場所には採算ベースに乗らなくともサービスエリアを設けなければ休養所あるいは給油所等を設けなければいけない、そういう業務をこれから行っていくわけでございますが、遠からぬ将来年度でも収支が赤に

転ずるといふ予測の数字もございませうし、先生御指摘のように必ずしも安い占有料で高い営業料を取っておるということではないと思ひます。

占有料は御承知のように土地代でございますが、営業料の方はその上にいろいろのものを設けて、いわばテナントに営業していただいている対価でございます。その中には当然のことでございますがサービスエリアの清掃等は協会がやっておりますし、その他もろもろのことも協会の負担でやっておる部分もございませう。占有料と営業料の比較だけで御議論いただくのはいかがかと思ひます。

○瀬崎委員 それは当たりません。何せ昭和四十年にこの協会ができて二十二年たつて、だんだん交通量が少くない路線に店をつくらなければいかぬからと言いつつ、逆に利益をふやしてきているという明瞭な事実があるわけですね。その上に名古屋レストサービス株式会社の役員構成をのぞいていただきたのですが、七人役員がいっぱいいるのだけれども、これまた三人までが道路公団幹部の天下りなんです。しかもそのうちの二人、三人のうちの二人は施設協会の現職の役員なんです。本田監査役は協会副理事長、峰谷氏は協会理事でしよう。こうなつてきますと公団と施設協会はまさに一体。そしてレストサービスは公団の分身、こう言わざるを得ないと思ひます。

実はこの協会の出資会社は、レストサービスを合せて全部で四十六社あるのです。これも大体似たり寄つたりとお聞きしようと思つたけれども時間ももう来ているようですから、最後にこれは大臣並びに総務庁に聞いて終わりたいと思ひます。

こうしたことでも明らかになつていくように、道路施設協会それからその分身であるレストサービス、これは結局営利を目的とせざるものが公益法人のはずなんですけれども、まさに営利をものとするのとして一つの会社、こう言わざるを得ないと思ひます。そして結局は政府、公団の天下りの受け皿と言つてもいいしあるいは中継機関と

言ってもいい。またいろいろな会社に出資して配当金を吸い上げる持ち株会社、こう言ってもいいと思う。そして公団の敷地を独占する利権集団、現状は二十年の歴史の間にこういう性格になってきていると思うのです。ここに最大の問題があるのです。

そういう点で昨年九月には総務庁の行政監察局は公益法人の指導監督等に関する行政監察結果に基づいて報告していますね。不適切な運営を行っている公益法人がある。それは「出資、役員派遣等により、主務官庁の監督権が及ばない営利企業（子会社等）」を実質的に経営し、かつ、一体的に収益活動を行ったりしてしまっているもの、これは「事業の実施方法が適切でない」という判断を下しているわけですね。道路施設協会の現状はこの指摘に該当するのではないかと。これは総務庁の方に聞きます。

それから建設大臣の方は、これだけ大量の天下り、役員十六人中十五人までが天下り、これでは別組織というより一体だ、こういう点。それからこの道路公団の敷地を全く一手に占有する権利を与えられている、この利権の独占。それから、自分のところではもちろん直営もやっていますけれども、だんだんと出資だけして人にやらせて配当金だけ取る、こういういわゆる持ち株会社の性格、こういう点も問題なので、これは一度やはり主務官庁として御検討いただくべきではないか、こう思うのです。

以上をお伺いして終わりたいと思います。
○大橋説明員 先生御指摘のように、昨年九月に公益法人の監察を行ったわけですが、その中で、今御説明のございましたような子会社の問題についても報告いたしておるわけでございます。

この趣旨は、公益法人の趣旨とかあるいは制度、目的がら見まして、やはり公益法人が営利企業を実質的に経営し、かつ一体的にその収益活動を行っているということは必ずしも適当なことじゃないんじゃないかということで、そういう事態

が発生しないように、あるいはそういう事態が発生している場合には是正するように、まさに政府全体としての統一的な監督方針をつくっていただきたいというのが私どもの九月の報告だったわけでございます。

先生今御指摘のような道路施設協会について、私どもの報告の事例に相当するのじゃないかという御指摘でございますが、先生御案内のように、私どもの監察というものは、ある意味では実態を十分把握させていただいてその上で判断するというのが通例でございますので、今回たまたま道路施設協会についてはそのような事実について、実態について十分調査いたしておりますので、ここでは少しその判断が難しいというのが私どもの今の感じでございます。

○江藤国務大臣 よく調査してみたいと思います。
○瀬崎委員 終わります。
○瓦委員 中村茂君。

○中村(茂)委員 江藤建設大臣に、あなたの政治姿勢についてまずお聞きしたいというふうに思います。
大臣が、大臣になる前に自民党の国会対策委員長で、私は社会党の国会対策委員長で、長い間つき合いをさせていただきましたが、あなたの性格もよく知っているつもりですが、最近新聞に、あなたの発言について自民党の金丸幹事長から、選挙についての発言は慎むように、こういう御注意を受けたという新聞記事を見たわけですが、幹事長から御注意を受けるような発言はどんな発言をしたのでしょうか。

○江藤国務大臣 所管にかかわること以外は自後発言をしないということにしましたので、御勘弁を願いたいと思います。

○中村(茂)委員 私があえてこういう発言をしたのは、これから本会議にしても委員会にしても、法案を審議したり、私どもがまた政策について提言したり、皆さんの考え方を聞きましてやっていくわけです。その際、私どもと大臣の間で信

頼性というものが私は一番必要だというふうに思うのです。信頼性がなくなつたところとどんなにいろいろやりとりしてみてもこれは始まらないわけですね。そういう意味で、発言する場合にはやはり自分の置かれてある立場、大臣という立場、それから発言する場所、発言の中心、この三者が絡み合っているいろいろな問題に発展してみたりおさめてみたりすると思うのです。そういう意味で、あえて私は大臣のオーバード発言については慎んでいただいて、そして信頼性の中でのいろいろやりとりをしたい、こういうふうに思いましたから、あえて発言させていただきました。よろしくお願いたします。

そこでまず建設省所管の五カ年計画、同僚からさまざまな発言がありました。私はあえてここで取り上げたいというふうに思いますのは、建設省所管の五カ年計画は八本あります。そのうちの五本が六十年で終わって六十一年度から新たに五カ年発足するという内容になっています。それだけに非常にこの五カ年計画というのはそれぞれにとつて重要な問題を抱えているのではないかと。そこで今までのそれぞれ五カ年、これを見てみますと、あえて今度新しく発足する五本の五カ年計画について申し上げますと、都市公園整備五カ年計画、これは六十年で実績見込みとして、累計で進捗率は七六・六％です。これは調整費を含んでいない数字です。今までは大体建設省も含んでいない進捗率を公表しているんですね。ところが、その調整費を含むと七一・六％で、これは五％進捗率が下がるわけです。

それから下水道整備五カ年計画、これは六十年で七四・七％、調整費を入れると七一・一％。それから海岸事業五カ年計画は八二・二％、調整費を入れると七七・四％。それから特定交通安全施設等の整備五カ年計画、これは八九・四％。これは調整費は今までの計画には入っていません。しかし次の、これからの計画にはこれは入っているわけなんです。それをまた後で指摘します。

それから住宅建設五カ年計画、これは戸数です

から、これは調整の戸数を含めて九四％。どれも一〇〇％にもいってないし、七〇％台。そこで、この五カ年計画というものの性格ですけれども、大臣、これは二つあるんですね。一つは今度の下水道整備計画のように、法律自身を国会にかけて五カ年でつくりなさいということと改正して、それで内閣がつくる。それから法律そのものが五カ年とかどういうふうに改正しなくともい

うふうふうになっていく。これは住宅建設五カ年計画はそうですね。しかしいずれの方法にしても、内閣が責任を持って五年間こういう計画でやりますというふうな国民の前に約束したものだというふうな私は理解するのです。この計画は、大臣、願望としてつくるわけですか、一つの目標としてつくるわけですか、それとも国民の前に約束したものだからこれは実施します、こういうこととつくるわけですか。

○江藤国務大臣 達成すべき目標だと思っております。
○中村(茂)委員 じゃその目標に対して今申し上げたように実施できないということになれば、大臣として責任は感ずるわけですか感じないわけですか。

○江藤国務大臣 午前中も申し上げましたように、できませんでしたが、仕方がありませんでは済まない五カ年計画だと私は心得ております。

○中村(茂)委員 済まなければどうするのですか。

○江藤国務大臣 まだ昭和六十年でございまして、六十一年度は予算審議等を通じてこれからスタートするわけですから、第一年目の目標達成に全力を挙げていきたいと思っております。

○中村(茂)委員 私は、これからのことはこれから言おうと思っております。今までのできなかったものをどういうふうに責任を感じているのですか、こういうふうには言っているわけですか。

○江藤国務大臣 大変残念だと思っております。

○中村(茂)委員 大臣、残念だとかどうとか言われるけれども、私はまたこれからの五年度について申し上げても、建設省全体としてそれは努力されてきたでしょう。しかし、こういう状態では何のために五カ年計画をつくるのか。特に内需拡大ということで公共事業について非常に国民的な関心のあるときに、何回つくってもそれが実施できない、こういうことでは大変なことだと思ふのです。ただ残念では済まされないと私は思います。一応申し上げておきたいと思ひます。次の問題に入つた中でまた答弁していただきたいと思います。

そこで、今度新しい計画が五年間全部立つわけですが、その中でまた調整費の問題が出てくるのですけれども、今度の新しい五カ年計画はこれと見て、調整費をふやして格好だけ全体としてやり直した、こういうことになつてゐるのです。

申し上げますと、今度の第四次都市公園整備五カ年計画では、前の三次の計画の調整費は千九百億、今度は五千七百億、これだけの開きがある。それから下水道の整備計画は、五次のときには五千九百億、ところが六次では二兆二千二百億、これは物すごい開きです。それから海岸事業五カ年計画の第三次では五百億、ところが四次では千九百億。特定交通安全施設等の整備事業については前回はなかった、ところが今度二千億という膨大な金を調整費でつけた。それでなおひどいのは、下水道はまた時間をとって細かくやり直すけれども、一つの例として下水道のことで申し上げますが、先ほど申し上げたとおり調整費が大きくなつてしまつた。そうすると、この調整費を除いたものを比較してみると、五次のときには一兆二千億、ところが六次になると調整費を除くと九兆九千八百億で減つてゐるのです。前の計画より、先ほど申し上げましたように調整費を、前の計画は五千九百億で今度は二兆二千億という膨大なものにして、全体として膨らませてゐるだけなんです。これは下水道で私は例をとつ

たのですが、今度新しく発足するのは全部そういう方式です。

それで、先ほど申し上げましたように、私も、内需拡大ということで公共投資の部分については非常に必要だ、波及効果も大きい、こういうことで予算委員会の方で四党修正案を出しました。その修正案の中身も、こういうことではないけれども、いかに現実的に見て、内需拡大、波及効果を含めていかなければ大変なことになります。ところが大臣は、先ほどの答弁を聞いてゐると、いやあとは民活でやるんだ、こう言つてゐるわけなんです。しかし、これだけの差をつけて、これだけの状況になつてきて、ただ口先で民活だ、民活だだけではこれは追いつきません。私はそのことを申し上げたいのです。

しかも、この調整費というものの性格が、今までいろいろな性格があるけれども、沖繩が返還されたときにちょっと使つただけ、あと一回も使つたことなし。そして今度は実際にはこれだけ計画を減らしてゐる。今はそうでしょう、下水道なんか調整費をとれば前の五カ年計画より少ないのです。それで備考の方に、三年たつたら見直しについて検討します、こういうふうにしてゐる。計画はするけれども、中身が全然伴つていない架空の計画だ、形骸化してゐる、こういうふうにしてゐる。それでは、内容になつてゐると私は思ふのです。ですから、ただ単に調整費を安全弁に使つて格好だけよくした計画。こういうやり方について私は本心に憤慨するのです。これは建設省のために私は言つてゐるのです。

それで昨年の暮れで、この計画について調整費がどうだのと詰めていくと、そういう面倒くさい計画なら計画なんてやめてしまつたらいいじゃないか、こういう大蔵省の発言も私は新聞記事で見た。そうなるべくとこれは今どうなつてゐるんだ。だから、大臣の言うようにあの埋め合わせは民活だなどというごまかしでは私は納得できないわけなんです。もう少し明確な答弁を聞きたい。○江藤國務大臣 昭和五十三、四年ごろから一般

経費のマイナスインプリングが始まつて、五十七年になると一般事務的経費も事業分もゼロインプリングになり、五十八年から逐次マイナスインプリングがかつてくることになつてきた。したがつて、御意向のように五カ年計画が達成すべきときにもかかわらず、予算の規模全体が伸びないわけでありまして、事業も進まずに計画どおりにはいかなかった、こういうことであらうと思ひます。

したがつて、こうした五カ年計画を一体どうとらえるんだというところに私は一つ問題があると思ふのです。今道路整備は第九次の五カ年計画が進んでおまして、六十一年度末までつておおよそ七三%の達成率になるかと、けさ道路局長が説明したと思ひますが、それではだめではないかという意見、見方もあります。しかし、第一次から第九次まで一〇〇%は達成できなくても、一つの目標を掲げながらこれにかかわる者が最大の努力をした結果、今日北から南まで高速自動車道路が完成し、そして今、目ぼしいところの道路が逐次改良に向かうつある、それはもう私は隔世の感があると思ふのです。

そういう意味においては、長期計画を立ててその目標を達成しようという必死の努力をしてきたその経過であつて、今回の五カ年計画に当たつても御意向のように、七、八〇%の達成率では恥ずかしいからやめたらどうかという意見があるのもそれは当然であります。(中村(茂)委員「当然か」と呼ぶ)言葉の足りないところはお許しいただきたいと思ひますが、そういう一〇〇%達成できないものならばやめてしまふという意見があつたり、いやそうではない、金はなくてもそのうちにまた景気が回復して財政事情もよくなる、だから目標は目標として掲げてそして努力する必要がある、実はさまざまな議論があるわけでありま

す。今回、調整費が非常に膨らんでおるといふことは、やはり財政的に見通しがなかなか困難である、そういう中で何とかこういう人々の要望にこ

たえようという必死の計画である、こういうふうに着意におとりいただくとありがたいと思つております。

○中村(茂)委員 私は、善意とかどうとか言つてゐるのじゃないのです。今下水道を言つたでしょう。実際、調整費を除けば前の計画より少ない五カ年計画なんですよ。だから前に言つたのは、今までの五カ年計画で達成するように全力を挙げて努力すべきではないか、今度の新しい計画は計画そのものがダウンしてゐるのではないかと。しかも、何回か言うけれども、大臣もよく御存じだけれども、これは内需拡大だ、こういうふうになつてゐるときで、だから、大臣が言うように民活なんという言い方では、もつと基本的なこの計画自身がこういうふうによめられてゐることに對して私は非常に残念だ。

それで、もう閣議で決めたことだから、これを直せと言つてもだめでしょう。したがつて、曲がりなりにもこれだけ計画が立つたんだから、全力を挙げてこれこそ一〇〇%、それで下水道の問題もまたやり直すけれども、これは三年後と言つてゐるけれども、この計画が、金も毎年つて三年たつたところが、三年の割り振りよりも實際はずうつと進捗してゐる。やはり調整費を崩さなければだめだわい、こういうふうになつた場合に初めて検討ということになると思ふのだよ。今までのように、計画自身がそこまできかないような状態で皆さんがやっていったら、三年後にこの調整費を検討して膨らますなんという情勢は絶対出てこないのです。だから、計画そのものについて私は非常に不満だけれども、不満の中においても、これが一〇〇%、全力を挙げてやるという皆さんの姿勢が私は欲しいんだ、言いわけじゃないんだ。○江藤國務大臣 叱咤激励をいただきまして大変ありがたいと思ひます。

今までは、これは人様のやつてきたことですからとかく批判することは差し控えるといつたしまして、六十一年度から、私の現職中にスタートする五カ年計画でありますから、少なくとも初年度か

ら挫折をすることのないように、何としても初年度から目標の第一歩を力強く踏み出すことが出来るように全力を挙げていきたい、こう考えておるところでございます。

○中村(茂)委員 まあ頑張っていたきたいと思います。

次に、個別のことなんですけれども、郵政省に特定郵便局というのがあるんです。それで、その特定郵便局の局舎を木造化したい。御存じのように、特定局というのは全国で一万七千局あるんです。そして、毎年約六百戸、新しく建てたり、建てかえられるのです。

ところが、基準法それから官庁の官舎法、これによってコンクリートのいわゆる耐久建築でなければいけない、いわゆる官庁並みの規定の中へ入っているわけです。ところが、御存じのように、特定局というののしかも無集配局というのは職員が三名ぐらいのところがある。本場に小さいものです。それも大ビルの何階というふうな庁舎と同じ官庁官舎法の中に含まれてしまっているわけです。そこで、これを木造でも建てられるような道を開いて、しかもその材木は国産材を使うようにしたい。

そこで、建築基準法と官庁官舎法というものがあつたわけですが、それをうまく運用してそういう道が開けるのか。今の状態では開けないとすれば、改正するところは研究してもらって改正して、そしてそういう道を開けるようにできるのか。いずれにしても、特定郵便局というもののについて、小さいわけですから、その木造化の道をひとつ開いていただきたい、こういうことです。

○江藤国務大臣 昭和二十六年に公共建築物の建設に関する法律ができました。そして、この前予算委員会でもちょっと申し上げてびっくりしたのであります。私も調べまして。それから、こうして国産材をひとつ利用しなければいかぬというときに、もろもろの規制があつて木造が建たない、特にひどいのは、大体官庁局がコンクリートで建てるといふ話があつてはいかぬということ、

庁内で寄り寄り検討をいたしまして今勉強しておるところであります。ずつと何回も何回もやっておりますから、住宅局長からこのことについてはお答えをさせていただきたいと思ひます。

○渡辺(尚)政府委員 建築基準法の方について申し上げますが、建築物の防火上あるいは安全上の必要最小限の基準を定めているわけですが、ちょっと申し上げると、木造で建築できる範囲につきましては、一般地域では、高さ十三メートル、軒高九メートル、延べ面積三千平米以内です。それから準防火については、地上二階以下、延べ面積五百平米以内、それから、防火地域については原則として木造とすることはできないということになっております。

それで、お示しの特定郵便局につきましては、基準法上は特殊建築物ということには該当しておりません。これは別表第一に掲げてあるものでございまして、それと、一般の建築物に比べて、木材の使用に關しまして特段の制限は付加されておられません。それからまた、先ほど先生もおっしゃいましたように、特定郵便局は一般に、一般の木造建築物に関する規制、これがかからない程度の小規模のものが多くというふうな聞いております。したがって、特定郵便局の庁舎の木造化について、建築基準法によります規制は特段の障害にはなっていない、支障にならないというふうな考えております。

○川上説明員 国の庁舎につきましてお答え申し上げます。

国の庁舎は、その性格からいまして防災性能を高めるといふことが必要でございます。特に、地震とか火災につきまして十分な性能を保持するといふことが必要でございます。

そういう観点から、官庁官舎法、現在は官公庁施設の建築等に関する法律というふうに名称が改まっておりますが、その法律にのっとりまして、準防火地域に建ちます庁舎の場合は三百平方メートルの超えるもの、それ以外の地域につきましては一千平方メートルを超えざるもの、これにつ

きましては耐火建築物とするというふうな規定になっております。

ただ、ただいま住宅局長が御説明申し上げましたように、特定郵便局は非常に小規模なのが多数ございますので、その構造を定めるに当たりましては、この法律の制約を受けるものは余りないのではないかとこのように考えております。

○中村(茂)委員 庁舎官舎法からいって、庁舎と使用する建築物をい、こうあるわけですよ。この中へ入っているわけですが、小さいけれども、だから、言えは庁舎という中へ含まれているわけですね。それで、この庁舎という中から抜かれてくるのが、「学校、病院及び工場、刑務所その他の収容施設」、以下ずっと自衛隊まであります。これは除くものとする。ですから、庁舎という中に含まれているために、小さい、大きいじゃなくて耐火構造の建物をつくらなければいけない、こういうふうになってしまふわけです。

ですから、庁舎ということになれば、合同庁舎なんという何階もの大きいものもある、それから、三人ぐらいで事務をする特定局の無集配局まで庁舎だ。だから、このところが解釈がきちつとできて、今言われるようなことができるとすれば、それはもうこういうものにかかわりなく建設できるというふうになるわけですが、郵便局は郵政省が建てるわけですから、郵政省へ行くところの官庁官舎法がちょっと問題になって、このところの解釈なりそういうものを広げてもらわなければなかなか難しい、こういう話になってくるのです。

○川上説明員 庁舎の定義につきましては先生御指摘のとおりでございます。庁舎の性格から申しまして、これは国民の財産、権利、あるいは防災時にはその防災の拠点となる、そういう重要な施設でございますので、そういう制約があるというところでございます。

○中村(茂)委員 そこで、まあさまざまな問題があると思ひますけれども、大臣、ひとつ研究して

ください。よろしくお願ひします。

○江藤国務大臣 担当局長、部長をして郵政省と協議をさせます。

○中村(茂)委員 次に、関越自動車道の上越線の方ですけれども、公団、来ていますね。藤岡から佐久の間の七キロ、これは五十四年三月に整備計画に格上げされた。今六十一年の三月です。その格上げされたときから七年間たっているわけでありまして。七年間たっているけれども、今どのような状況で、そしてそのとき六十年代後半に供用開始ができます、こういう話を聞いたのですけれども、そういうふうに計画を進行しているのかどうか。

それから、時間がありませんからずつと申し上げて、固めて答弁いただきたいと思ひますが、佐久—更埴間四十七キロ、これは六十一年一月二十一日に国幹線で整備計画に格上げになった。これは何年たったら供用開始にできるのか、簡単にいいます。

そこで、きょうお願いしたいというふうに思ひますのは、このような計画を進めていくと、長野県の場合には長野中央道というのが岡谷から松本、長野に入つて須坂というところまで行くわけです。これは藤岡から佐久の間の供用開始よりも少し早く供用開始になるか、いずれにしても相当進んでいます。それから佐久のについても、先ほど申し上げましたように整備計画が立つてもう七年たっているし、六十年代の後半には供用開始できるという話になると、佐久と長野市の間が、今申し上げた佐久から更埴間がことしの一月に初めて整備計画で格上げされたわけですから、そこに穴があいてしまふわけです。両方が行ったときに、ですから、そのところを、何でも佐久の方から来たからそこを手をつけるのじゃなしに、長野の方はそのときはできていたわけですから、更埴の方からも両方はさみ打ちにするくらいな考え方で計画を立て着工してもらいたい、こういうふうに思つてきょう発言させていただきました。

○戸谷参考人 関越自動車道の藤岡—佐久の間に

つきましては、昭和五十四年三月に施行命令を受けまして、昭和五十六年五月に藤岡・松井田間四十二キロの路線発表を行い、引き続き五十七年三月に松井田・佐久間二十七キロの路線発表を行っております。現在、中心ぐいの打設を完了いたしましたので、地元の皆様と設計協議を行いつつ幅ぐい設置を進めているところでございます。幅ぐい設置済みの区間より用地交渉を行っている状況でございます。今後は、残る幅ぐい未設置区間の打設と用地買収を鋭意進めてまいります。なお、工事につきましては今年度内には一部本線工事に着手していく予定でございます。供用年度につきましては六十年代後半ということで努力しております。

次に、後段の御質問でございますが、佐久・更埴間につきましては、御承知のように今年一月二十一日の国土開発幹線自動車道建設審議会におきまして新規に整備計画が決定されました。その四十七キロにつきましては、同日付で建設省から調査指示を受けたところでございます。今後、土質の調査、概略設計等実施計画認可のための調査を鋭意進めていく予定でございます。したがって、工率の調査の実施方法等につきましては、それらの調査の結果を踏まえてこれから十分に検討してまいりたいと考えております。

○中村(茂)委員 今の最後の方の工事については、何か慎重にと言ったのは、間のあくところ、両側からということも含めて検討したいということですか。

○戸谷参考人 まだ調査にかかったばかりでございますので細かいお答えはできませんが、事業の効率性等についても考慮しつつ、御質問の趣旨を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○中村(茂)委員 終わります。

○瓦委員 山花貞夫君。

○山花委員 去る二月七日、新聞各紙が行革審の特殊法人問題等小委員会の報告の要旨というものを掲載いたしました。続いて二月十日になりますと、昨年十月から取り上げられました十九の法人のうち住宅・都市整備公団を初めとした六

つの法人につきまして、委員と担当者との質疑をそのまゝ列記したとされております。審議経過の概要というものがこれまた新聞に掲載されたところでありまして、六つの法人につきまして、それぞれ関係者から非常に強い関心が寄せられているところであります。

例えば、ついせんだつてでありますけれども、二月二十八日、都内の公団自治協、公団にお住まいの皆さんの全国的な組織でありますけれども、縮小・民営化反対ということで決起集会を開いております。来る三月十六日には、全国的規模で公団自治協及び住宅・都市整備公団の労働組合その他団地サービスの労働組合などが日比谷の野外音楽堂で「まもれ公団住宅、ふやせ公共住宅3・16中央大集会」というものを開催する予定になっております。

そこでの皆さんの気持ちは、「安くて、広い、良質の公共住宅が切実に求められているなかで、公団住宅の縮小・民営化はこの願いに逆行し、国の住宅政策の大後退を意味するものです。」「縮小・民営化」は、家賃の大幅値上げをひき起こすなど全国で六十六万戸、二百万人の公団賃貸住宅居住者の生活に重大な影響をもたらすことはもちろん、公団住宅に入居を希望する多くの国民の要求をささぐもです。そして公団事業に關係する多方面の企業、業者の営業と業務に大きな被害を与え公団で働く職員の雇用や職場をおびやかすものであります。」「こうした内容になっているわけでありまして。

〔委員長退席、東家委員長代理着席〕私は、本日は時間の制約もありますので、この住宅・都市整備公団の縮小・民営の問題に絞って、建設省を始め皆さんの御意見を承りたい、こういうふうに存じます。

さて、いよいよ小委員会報告などが漏れ伝わってくるようになりますと、いずれ、一月あるいは二月以内にはまとまった意見として出てくるのではなかろうか。そういったと、当建設委員会は、これに継続的に引き続いて議論

をしなければならぬテーマであると思うわけですが、我々が大変危機感、不安感を持っている。よって来るゆえんも若干御説明をしておくことがこれからの議論に必要ではなからうかと思っております。若干意見を含めて経過については述べさせていただきます、その上でいろいろ御質問をさせていただきます。

実は、住宅・都市整備公団が、前身の日本住宅公団以来三十年を超える歴史を持つ中で日本の住宅問題に果たした役割は限りなく評価される。ところがある、私はこう考えております。政府の住宅政策の中核にもあったものだと思っております。この公団が、周辺の環境の中で少しくあり方と目的を変えられつつあるのではなからうかという心配はかねてからあったわけでありまして、一番古いところでは、一九七一年、これは参議院選挙のときでしたけれども、都会出身の議員の皆さんから住宅公団を払い下げるといふ運動が起こりました。引き続いて、その次の参議院選挙の前でありますけれども、七三年の五月、当時の田中首相が、インフレ対策ということで、公団・公営住宅を入居者に払い下げるようにと建設省に指示をいたしました。

具体的には、当時二DKで三百万、四百万という値段まで算定されて、かなり急ピッチで話が進んだわけでありまして、これは世論、マスコミから、いわば場当たり的なインフレ対策である、本来の政府の土地政策、住宅政策の中から出てきた問題提起ではないし、選挙目的のことではないかと大変批判を呼びまして、最終的には、そのときの国会で、当時の金丸建設大臣が払い下げを行う場合は衆議院の建設委員会の許可を受けると発言することによって一たんはおさまったわけでありました。

以来、さまざまな動きがありましたけれども、八一年十月には日本住宅公団と宅地開発公団の統合ということの中で我が心配いたしましたのは、その設置の目的から、住宅に困窮する勤労者のために住宅を建設するというところが削除されたというところを中心として、今後の公団のあり方が大変議論されたことは我々の記憶に新しいところでありまして。

次いで、住宅・都市整備公団を中心としての動きを振り返ってみると、八二年七月には臨調の基本答申、第三次答申でありますけれども、「住宅の豊かな足と民間部門の発達という現実を踏まえて、民間の能力を最大限に生かすことを基本とし、民間部門が十分機能する分野については逐次公的部門の関与を見直していく必要がある。」との答申が出されまして、以来、行革審における審議が今日まで進められたわけでありまして。

この間、おとしでありまして、田中元総理が、これは箱根での同派の研修会でありまして、公団住宅を払い下げれば数十兆円になるとお話しになったことが報道されました。これを受けて、ということではないけれども、昨年の予算委員会におきましては、この住宅公団を分譲、賃貸ともに売却するということにすれば百三十兆から百五十兆のお金が出るではないかというやりとりが出たりしたわけでありまして。

こうした経過の中で、過日の行革審小委員会の素案を拝見いたしますと、中身としては、この問題となった法人のあり方、活性化の問題を中心として議論されてきたようでありまして、このうち私たちの経過を踏まえての不安という観点から、新聞報道された幾つかの問題について見てみると、いよいよ公団の解体に向かつて事が進められたのではなからうか、こういう不安をぬぐい去れないのであります。こういう前提を置きまして、以下御質問させていただきます。

行革審における特殊法人小委員会のこれまでの審議経過と審議内容について、御承知のとおり、非公開でありますから、私も新聞に出たものを基礎としてお伺いせざるを得なかったわけですが、建設省では担当の方がここに出席されておられると思

いますし、これまでの議論にも参加されてきたと

思いますので、差し支えない範囲におきましてこれまで経過と議論の中身についてお話ししたい、というように思います。

○渡辺(尚)政府委員 前の建設委員会でも申し上げたわけですが、我々の立場は、行革審のヒアリングに答えている御説明するという立場でございます。したがって、私の方から経過でありますとか内容とかについて申し上げることは差し控えたいと思います。

○山花委員 ということであるといえますならば、一応私どもが知り得た問題に沿って、その点についての建設省の御意見を承りたいと思えます。

まず、具体的に議論されているテーマとしては、分譲住宅の問題、賃貸住宅の問題、宅地の供給の問題、そして会計処理の仕組み、その他要員合理化の問題も出てくるようであり、それだけでも、例えばこの分譲住宅の問題につきましても、公団の一般向け分譲住宅は急減している、立地条件が必ずしもよくないところを中心として売れ残りが目立っている、住宅分譲を公団事業として実施する必要性はもはや乏しくなっている、こういう問題提起がされているようであり、公団の方は後で伺いますが、建設省といまして、こういう住宅分譲公団事業を撤退しろ、こういう問題提起に対してはどういうふうにお考えになっておいででしょうか。

○渡辺(尚)政府委員 公団が住宅を供給していく際に、バランスの問題でありますとかあるいは町開きの問題でありますとか再開発でありますとか、いわば民間では十分な対応が困難な計画的な町づくり関連というものがござります。五十八年の三月の臨調答申におきましても、そういうものを原則として分譲住宅はやれということになっております。そういうことから申し上げても、公団の分譲住宅については、臨調答申の線に沿って今後もやっていく必要があると思えます。

ちなみに、現在まだ原案でござりますけれども、第五期の住宅建設五カ年計画におきまして

は、公団の分譲住宅三万戸を予定しております。○山花委員 今、建設省としての住宅・都市整備公団につきましては位置づけと評価を伺って少し安心する部分もあるわけであり、すけれども、たまたま私、東京の三多摩地区でありますから、最近八王子ニュータウンにつきまして、住宅・都市整備公団が地元と協議して町づくりを行って、こういうことについて、画期的な住民の声を反映した町づくりということで新聞報道がなされておりました。八王子ニュータウン事業の基本設計案がこの十五日、二月の十五日までに地元住民で組織する「八王子南部地域街づくり推進協議会」に提示されまして、皆さんの意見を聞いていろいろ修正を行っていく。従来のようにがむしやりに山を削り、ブルドーザーを走らせ、団地をつくる、数をつくるということではなくて、今若干お話もありましたけれども、そうした自然の緑を残しながら、かつ職住接近のテーマなどについても検討し、一戸建ての比率を増大するなど、地元の皆さんとの調和の上に新しい町の建設を行っていく。今日の緑の問題を考えると、非常に公団としての特性を發揮された事業ではなからうか、こういうふうに向っていったわけであり、

私は、そうした意味から、まさに、今お話があらましたとおり、民間のデベロッパーがやるのは違った大きな政府の住宅政策の中での位置づけがあるのだ、というように思えます。

今答弁の中にありませんでしたけれども、何か売れ残りが目立っている、こういう指摘もあるわけですが、これは公団の方に伺った方がよろしいかもしれません、何か五十五年当時も、たくさん建ったけれども、売れ残り、未入居のまま放置されているところがたくさんふえてしまった。会計検査院の指摘をきかけていたしまして議論されましたが、現状どうなっているのでしょうか、その点伺いたいと思えます。

○吉田参考人 公団住宅の建設につきまして、昭和五十年当初のころに、当時の景気対策等で若干無理して建てたという面もございまして、未入居の問題が指摘されたことはございます。その未入居の実績といたしまして一番数字の大きかったところは昭和五十二年三月、五十二年末のころでございまして、そのころ四万戸を超える未入居住宅を抱えたことがあったわけですが、その後のいろいろの努力によりまして逐次低下してまいりまして、六十年三月、昨年の三月には六千七百戸余りというふうに低下しております。ことに私どもは見込んでおります。

○山花委員 今もお話がありましたけれども、私も当時からずっと経過を伺っておりますが、非常に改善の跡が見られるというのが売れ残り住宅問題についての今日ではなからうかと考えております。

次に、賃貸住宅につきましての指摘は、これまで公団による新規賃貸住宅の建設は、立地条件の恵まれた既存老朽賃貸住宅の建てかえ、立体化を主体とすべきである。これもいわば事業をぐっと縮めろという問題提起なんですから、現在の住宅・都市整備公団の果たしている役割を念頭に置いていただいて、こういう指摘が当たるとしたら、何か家賃問題もあり、住宅の建設戸数が非常に少なくなっているからそういう傾向が出ていんだという指摘もあるようだけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○渡辺(尚)政府委員 私が申し上げるまでもなく、我が国の住宅事情というのはまだまだ改善すべき点が多いわけでございます。五十八年の住宅統計調査によりまして六十年までに解消しようとしておりましたいわゆる最低居住水準未満の世帯が全国で一・四%もござります。大都市になればこれはさらに率が高いわけでございます。それから、住宅そのものに對する国民の不満というのも非常に高い状況にあります。そういうことで、今後とも、間接的な誘導施策のほかに、公営住宅などの役割分担を図りながら、公団に特に良質でかつ家賃負担の可能な賃貸住宅を供給してもらおうということが、国民の居住水準の向上のために極めて重要なことであるというふうに考えております。

公団の賃貸住宅の建てかえにつきましては、土地の高度利用等々ことから積極的な推進を図ることといたしております。六十一年度予算案が通りまします事業実施を開始するということになっておりますけれども、これは入居者の理解と協力を得ながらやらなければならない事業でございますし、また、建てかえたところに住んでおられる方々が入るといふこともござります。そういうことで、そのみではとても今我々が期待しております公団の賃貸住宅の供給というのにはおぼつかないというふうに我々は考えております。

○山花委員 今の御指摘にもありました家賃の問題というのは大変大事な問題である。問題の大きさは、つい先ほどまで続けられておりました家賃裁判を通じて、建設省も公団も十分認識のところでなからうかと思っております。民営化で一番心配するのは、やはり住んでいる立場からいいますと家賃の問題でありまして、かつての民営化ではなかったかも知れませんが、かつての民営化という立場から地主さんに土地を出してもらって、上物は公団が建てる、一定の期間たったらこれを地主に売り払う、こういう契約が都内あちこち進んだ時期がありました。当時裁判が随分起こっており、公団も苦勞されたところではないかと思えます。

こういうところにつきましては、住んでいる立場からいいますと、きのうは家主さんが公団だったのだけれども、一晩明けたら家主さんが今度は民間の人になってしまった、家賃がどうなるかということが大変心配されたわけでありまして、裁判の中でも建設大臣の添え書きがあったものは全部うまくいかなかったという記憶が私残っています。これは例えば、当時家賃が二万円だったものがたちまち十万円になったというよう

なことを私も伺っているわけでありまして、この家賃問題は非常に関心が高い。公団でなければというところがなお強く要請されていると我々は考えます。

実は、かつて建設委員会で居住者の生活実態調査に基づきまして、非常に荒っぽく言うならば、家賃をまともに払えない人が向こう三軒両隣のうち一軒ですよ、六軒のうち一軒はなかなか家賃がすぐ払えない、滞滞が生じているという問題を指摘したことがあります。それから、ローンの支払いにつきましても家賃の支払いにつきましても、現在の時点で公団が規定しておる所得階層よりももうちょっと低くなっておる。特に三十年代前半に建てた公団におきましては、息子、娘が嫁に行つて老夫婦だけが住んでいる、年金だけで生活しているということになりますと安いという意見もありますけれども、家賃がまともに払えない家庭がふえております。離婚をしてお母さんと子供が住んでいる家庭も同じ状況というような場面がたぐさあるわけでありまして、これは最近も家賃の滞納がなお非常にふえ続けているところではなからうかというところが気になるところですけれども、この辺の実態について、もしありましたらば御説明いただきたいと思います。

○京須参考人 家賃の滞納状況でございますが、過去三カ年の推移で申し上げますと、まず三カ月以上の滞納について真の滞納と申しますか、私どもはそういう資料をつくっておるのでございますが、五十七年度で申しますと、件数で一万九千百件でございます、全体の三％でございます。それが五十八年度になりまして二万三千五百件、三・七％、〇・七ポイント上がりました。五十九年度は二万四千七百件でございます、三・八％、五十九年度に至りまして微増にとどまっております。また、金額で申しますと、滞納率で見ますと、五十七年度は全体の二・三％の滞納でございますが、五十八年度、五十九年度はいずれも二・五％、おかげさまで滞納率につきましては増加傾向には歯どめがかかったのではないかと、この

ように考えております。

○山花委員 もう一つだけ伺つて、次に公団に伺いたいと思ひます。

宅地の供給問題については新規の土地取得はやるべきである、こういう意見が指摘されていますけれども、この点についてまず建設省の方から、どうお考えかということについて伺いたいと思ひます。

○清水(連)政府委員 公団の宅地開発事業につきましては、宅地の供給とともに健全な町をつくるということが非常に重要な仕事だと思つておりますので、これは今後とも推進していくべきものと考えております。

公団事業の場合には比較的規模が大きくて懐妊期間が長いものですから、長期的な視点から適切な土地取得を行つていく必要があるというふうな考へております。ただ、事業採算をとることが最近非常に困難になっているという状況もございますので、採算性の確保等の問題につきましては慎重に検討しながら、また公団の土地の処分状況、在庫量といったふうなものも十分勘案しながら適切な土地取得をしていくものというふうな考へております。

○山花委員 なお、さまざまな問題が議論されているわけでありまして、一応ここで、こうした分譲住宅問題については撤退すべきである、賃貸についてはもう抑えるべきである、土地は取得すべきではない、こういった方向での議論がある中で、実は公団当局にこうした議論について、業務を縮小する、民営化するというような動きに対して公団としてはどう考へておられるのかという基本的な問題についてまず伺いたいと思ひます。

○吉田参考人 ただいまの御指摘、新聞紙等でもいろいろ記事等を見ているわけでございますけれども、私どももいたしましては、行革審の小委員会の方で考へた方々をまとめられたというふうには必ずしも伺つておられないわけでございますので、ここで真つ正面からどうこうというお返事を申し上げるということとは必ずしも適当でない

というふうに思つてございすが、昭和三十年以来培つてまいりました企画力でございすとか技術力、いろいろな意味でのノウハウというものを活用いたしまして、国民の皆様のために役立つような住宅地対策あるいは都市整備、再開発の推進、そうした面に対して努力をしていくという決意には変わりございません。

○山花委員 三十年の歴史を持ち、かつ技術の水準その他をみたつてこの民間以上のものを持っているのだと私も考へておるわけでありすけれども、やはりまだ議論されている段階だからということではおくれをとるのじゃなからうか。もっと公団としては積極的にこの問題について公団の役割、機能、そして存在価値等をアピールしていく、それそれの関係機関に働きかけていく、こういうような姿勢が必要なのではないだろうか。そういう方向、事業を縮小する方向、いわゆる民営化という方向、払い下げ問題等も含めて出てき始めてからでは遅いのではないだろうか、こういうふうには私は思つてすけれども、公団の御意見を伺いたいと思ひます。

○吉田参考人 公団といたしましては、先ほども申し上げましたように、三十年余りにわたります経緯とノウハウ、そういうものを踏まえて、現在の形で実施していくということについて一応適当であるというふうな考へておるわけでございます。で、こういった役割を十分果たすよう今後とも努力してまいりたいというふうな思つております。

○山花委員 縮小絡みの問題として、今居住している皆さんの問題を中心に伺つたわけですが、そこで働いている公団の職員の間には、今度サビスの皆さんの立場からいたしまして、今度の小委員会の議論の中でも要員の合理化について触れているわけでありまして、この点公団として、現在の要員が少し肥大化している、こう考へておられるのか。事業量との比較においてむしろ少ないと考へておられるのか。これからの事業の見直しも含めて、要員問題について基本的なことを伺つておきたいと思ひます。

○吉田参考人 公団の定数というものはやはり事業とマッチして考へられるべきものであるということとは原則的にあると思ひます。したがいまして、現在の定数といたしましては、現在の事業を行うのには一応ふさわしい定数であるというふうな思つておるわけでございます、こうした陣容を控へまして、今後とも与えられました役割を十分に果たしていきたいというふうな思つております。

○山花委員 きょうは基本的な問題提起ということになりましたので、最後に大臣にお伺いしておきたいと思つてすけれども、これまでいろいろお伺いしたテーマをも含めまして、今度の小委員会の素案以降、新聞記事に出たところだけになりますけれども、これを見ますと、やはり民活あるいは内需との絡みにおけるさまざまな議論についてはあり得るものだと思いますけれども、全般的にはやはり民間の営利企業、デベロッパーの立場から非常に関心を持たれ、そしてこれからの事業について採算性だけが重視されておる。そこに貫かれたさまざまな批判が寄せられているのではないだろうか。

〔東家委員長代理退席、委員長着席〕
本来、政府の持つべき今後の将来の住宅政策、土地政策、外国からウサギ小屋と言われているような住宅問題は、なお単に賃の問題だけではない、たぐさんの問題があるのではないかと考へいますけれども、そうした本来政府が打ち出していく住宅政策の中から出てきたテーマということではないのではないだろうか。したがつて、当然のことながら公団の分譲とか賃貸といった公的住宅の建設に期待している多くの国民の夢とは全く無縁でありますし、また現在居住になつておる皆さんが、古い団地ですも居住環境が非常に悪くなつております、むしろその改善を望んでいる、こうした意欲とも問題解決とも全く無関係である。
要するに、今出ている新聞報道の限りでは、国民不在の議論ではなからうか、こういうふうに考へざるを得ないわけでありまして、こうした方向

で公団解体の動きが進むということについては、これは私たちとしては大変危機感を持たざるを得ないというのが私の、短い時間ですけれども、問題提起のまとめであります。

大臣にお伺いしたいと思うのですけれども、一応閣議決定されました臨調の答申のその住宅・都市整備公団にかかわる部分、そこからスタートいたしまして、全体の流れが今問題提起いたしましたような方向に流れているわけでありすけれども、どう考えてもちょっと問題が大き過ぎるのではなからうか。

政府の住宅政策、土地政策の基本的な立場にのっとって考えるならば、いたずらに採算性のみを考えるということではなくて、改めて抜本的にこの問題について考え直す必要があるのではなからうか。閣議でその部分についてこういう方向が出ていたというけれども、もう一度閣議でもとに戻すというぐらゐの決意があつてもよろしいのではなからうか。住宅・都市整備公団の分割・民営の方向については抜本的に考え直すということにつきましても必要ではないか、こういう私の主張でありますけれども、大臣の御見解を承りたいと思います。

○江藤国務大臣 新しい五カ年計画を住宅で進めていく場合に、公団が果たす役割は極めて大きいと私は思っております。

特に最近、五十五年でおおよそ七六%持ち家が建つておつたものが、六十年になるとそれが五三%ぐらゐしかない。いわゆる賃貸がふえてきておる。これから五カ年計画を進める中ではもっともそういう傾向が高まってくるのではないかと私は思つておるのです。ですから公団がこれから果すべき役割はもっと大きくなっていく。したがって、党におきましても、大都市圏だけではなくて、地方都市の民生活の入りにくい地帯でいわゆる住宅公団が直接に仕事が行われるように、少しくそういうものを広げる方向でいろいろ御協議を今願つておるところであります。

それからもう一つ、私はずっと考えておること

であります。例えば国鉄用地を五兆八千億の財源として払い下げる、あるいはその他の国有地を住宅用地その他で払い下げるという話があります。ただ値段を高く売ればよいというものではないと私は思ふのです。民間のいわゆる開発業者が腕に物を言わせて、力の強いものが値段をつり上げて、そして高い、いい住宅を建てればよいという問題じゃないので、やはり中心部にある一番便利のいいところに国鉄用地を初めそういう国有地があるわけですから、そういう都市再開発が行われるときには必ずこの都市整備公団、いわゆる住宅公団を一枚かまして、そして地価の鎮静化と住宅供給とあわせてやるということを考えて当然だと私は思つております。

しかし、翻つて考えてみますと、ある場合においては四万戸の空き家を抱えておつた。民間であつたらどうの昔につぶれておつただろうと私は思ふのです。あるいはマスコミで伝えられておるように、膨大な不用地を抱えておる、これも事実であつたと私は思ふ。しかし今日、一生懸命現在の総裁以下いわゆる従業員一人一人に至るまで努力をして、四万戸あつたものが六千七百戸足らずに未入居の住宅も減つてきた。私は特筆大書してその努力は褒めてやつていいと思ひます。ですから、公団といへども甘えの構造は許されないのであります。やはり合理化あるいはまた効率化については努力をしなきゃならないと思ひますが、直ちにそれを民営化していいという議論に飛躍させるのはいかげなものかと私は考えておるところでございます。

○山花委員 全体の時代の趨勢を見るならば住宅・都市整備公団の役割はこれからなお大なるであろう、こういうふうな大臣の御見識を伺うことができて、これからの議論の土台ができたのではなからうか、こういうふうに非常に、これからの大臣のタクトの振りぐあいに期待をしたいというふうに考えます。

そこで、最後にもう一つだけ大臣に伺つておきたいと思ふのですが、しかし閣議決定された臨調

行軍の方針、その中の住宅・都市整備公団部門、ここからまいりますと、これは一つの流れがまず一方にはできていくわけでありまして、根本的にはさかのぼつてそこまで見直すという方向でこれからぜひ御努力をいただきたい、こういうふうに思ふわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○江藤国務大臣 閣議で決定したことを覆すことがどうかという点についてはきょうは言及することは差し控えたいと思ひますけれども、きのうも実は幹部会を開きまして、どうしてそういうふうな、住宅・都市整備公団が一番働かなきゃならぬときに廃止するとか民営化するような議論が出てくるのであらうか、これらの原因も私どもは建設省として謙虚に反省をして、そしてそのなされておる議論に対してこれから適切な対応をしていくというところが大事であらう、こう考えまして、実はきのうもそのことについて幹部でいろいろ相談をしたところでございます。

しかし、きょうはその内容等についてはひとつ御遠慮させていただきたいと思ひますが、きょうは大変私どもにとりまして激励のお話をいただいたきまして深く感謝をいたしておるところでございます。

○山花委員 大臣の立場で、自分が責任を持つて閣議決定を交えるということは言えないと思ひますけれども、今のお話を十分深いところで理解をいたしまして、これからひとつまたいろいろ質問を続けさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○瓦委員長 次に、内閣提出、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案及び下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。江藤建設大臣。

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○江藤国務大臣 ただいま議題となりました日本下水道事業団法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明を申し上げます。

日本下水道事業団は、昭和四十七年に設立された下水道事業センターが昭和五十年に改組された法人であります。同事業団は、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理、下水道に関する技術的援助、下水道技術者の養成並びに下水道に関する技術の開発及び実用化を行うこと等を業務として地方公共団体を支援し、国民が健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠な基盤施設である下水道の整備の促進に寄与してきたところであります。

下水道の管理に当たっては、終末処理場における下水の処理過程において生じる汚泥等を適正に処理することが、生活環境の保全を図るために極めて重要であります。特に大都市地域においては、近年、下水道の整備の進捗に伴い、下水汚泥等の発生量の増加が著しいため、処理費用が増加するとともに、処分地の確保が困難となりつつあります。

この法律案は、このような状況に対処し、下水汚泥等の処理の推進を図るため、地方公共団体の支援機関である日本下水道事業団が二以上の地方公共団体の要請を受けて下水汚泥等を処理する事業を行うものとすること等日本下水道事業団法について所要の改正を行おうとするものであります。

次にその要旨を申し上げます。

第一に、事業団の業務の範囲に、二以上の地方公共団体の要請を受けて終末処理場における下水の処理過程において生じる汚泥等の処理を行うことを加えることといたしております。

第二に、事業団は、建設大臣の認可を受けて、下水道債券を発行することができるものとするとともに、同債券に係る所要の規定を整備することとしたしております。

第三に、事業団の長期借入金に係る債務保証の範囲を拡大するとともに、下水道債券についても政府が債務保証をすることができるといいたしております。

第四に、事業団は毎事業年度、下水道債券の償還計画を立てて建設大臣の認可を受けなければならぬこととしたしております。

第五に、政府は事業団に対し、第一の業務に要する費用の一部を補助することができるといいたしております。

第六に、役員の規定その他について所要の改正を行うこととしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、議題となりました下水道整備緊急措置法の一部を改定する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

下水道は、良好な生活環境を確保するとともに公共用水域の水質を保全するために必要不可欠な施設であり、政府においては、これまで五次にわたる下水道整備五カ年計画を策定し、その整備の推進を図ってきたところであります。

その結果、我が国の下水道の普及率は、昭和六十年末で約三六％に達する見込みであります。が、欧米諸国の整備水準に比べればなお著しく立ちおくれしている状況にあります。

この立ちおくれの著しい下水道の整備を推進し、良好な生活環境の確保を図ることは現下の急務であります。

また、公共用水域、特に閉鎖性水域の水質の汚濁に対処して、その改善を図るため、下水道の整備を積極的に推進する必要があります。

このよう下水道に関する諸般の情勢にかんがみ、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、

め、政府といたしましては、現行の下水道整備五カ年計画に引き続き、昭和六十一年度を初年度とする第六次下水道整備五カ年計画を策定することとし、このため、建設大臣は当該五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとするよう下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案を提出することとしたいたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 以上で両案の趣旨説明聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案

日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項本文を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第二十六條第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 二以上の地方公共団体の終末処理場における下水の処理過程において生じる汚泥等の処理を行うこと。

第二十六條第三項中「第一項第八号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項第四号に掲げる業務については、関係地方公共団体の要請をまつて行うものとする。

第三十四條の見出しを「（借入金及び下水道債券）」に改め、同条第一項中「又は短期借入金をす

る」を「若しくは短期借入金をし、又は下水道債券を発行する」に改め、同条に次の五項を加える。

4 第一項の規定による下水道債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、建設大臣の認可を受けて、下水道債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百一一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、下水道債券に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五條第一項中「第二十六條第一項第一号」の下に「又は第四号」を加え、「業務の」を「業務に要する」に改め、「長期借入金」の下に「又は下水道債券」を、「債務」の下に「（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ債務を除く）」を加え、同条第二項中「長期借入金」の下に「又は下水道債券」を加える。

第三十六條中「長期借入金」の下に「及び下水道債券」を加える。

第三十七條に次の一項を加える。

2 政府は、前項に定めるもののほか、第二十六條第一項第四号に掲げる業務に要する費用について、予算の範囲内において、事業団に対し、下水道法第三十四條の規定による補助金の額に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、補助することができ。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に日本下水道事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第二十六号及び第三百四十八條第二項第三十号中「第二十六條第一項第四号又は第五号」を「第二十六條第一項第五号又は第六号」に改める。

理由

下水汚泥等の処理の推進を図るため、二以上の地方公共団体の要請をまつて下水汚泥等の処理を行うことを日本下水道事業団の業務に追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

下水道整備緊急措置法（昭和四十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、新たに昭和六十一年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設委員會議録第二号中正誤

二 一 末 六 不能図間 正 誤

昭和六十一年三月十七日印刷

昭和六十一年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局